

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

COOLS	
H	P

米空母キティホーク入港に関する特別委員会会議録			
日 時	平成 18 年 6 月 16 日 (金)	開 議	午後 1 時 3 0 分
		閉 会	午後 5 時 1 5 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	見楚谷委員長、斉藤(陽)副委員長、上野・森井・菊地・前田・ 成田・佐々木(茂)・斎藤(博)・北野・大竹・高橋 各委員		
説明員	市長、助役、教育長、総務・財政・経済・市民・環境・港湾各部長、 保健所長、消防長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

それでは、開会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

昨日の選挙におきまして委員各位の御支持をいただき、委員長に就任をさせていただきました見楚谷でございます。よろしくどうぞお願いいたします。もとより微力ではございますけれども、副委員長ともども、公正にして円滑な委員会運営のために最善の努力を尽くす所存でございます。委員各位をはじめ市長、理事者の皆様の御協力をお願い申し上げます。

なお、副委員長には、斉藤陽一良委員が選出をされておりますことを御報告いたします。

ただいまから委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、菊地委員、成田委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、市長より発言の申出がありますので、これを許します。

市長

去る 5 月 29 日と 30 日付けで、それぞれ小樽海上保安部を通じまして、パース手配のあった米海軍所属空母キティホークと随伴艦カウペンスの小樽港寄港について、寄港の再考を在札幌米国総領事館に求めましたが、この決定は既に日本国に通知をした事項であり、変更は難しいと、こういうことでありました。したがって、小樽市が従来から寄港に当たって判断の基本としております 3 条件についての確認作業を行ってまいりました。

その結果、一つ目の核搭載に関する文書照会に対しまして、札幌総領事館からは 14 日、外務省からは 15 日にそれぞれ文書回答を受理しており、その内容につきましては従来と同様の趣旨でありました。

二つ目の入出港時等の港の安全確認でありますけれども、15 日に小樽海上保安部から、港長としては航行安全上、キティホークの入出港、離着岸に特段の支障はないと判断したとの見解が示されました。

三つ目の商業港としての港湾機能への影響でありますけれども、予定される岸壁の使用状況につきましては、寄港予定期間の 7 月 1 日から 5 日までは商船とのパースのバッティングはない見込みであり、また港湾関連企業へのヒアリングでは、港湾活動への影響は特段ないということでございました。

米兵などによる事件など、市民の間にはさまざまな御意見や御心配があるのは承知しておりますけれども、以上のことを総合的に判断し、市としては何点かの条件や要望を付しましてパース手配を行う旨を、本日の議会終了後、小樽海上保安部に通知したいと考えております。

委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、共産党、自民党、平成会、公明党、民主党・市民連合の順といたします。

共産党。

-----  
北野委員

ただいまの市長のキティホーク入港容認の方向、港湾施設使用を容認する態度をとろうとしている今の発言は、広範な市民・道民の平和や安全を願うことに背を向けたものであり、核兵器廃絶平和都市宣言を擁しているこの趣旨を踏みにじるもので、許されないというふうに思うので、港湾管理者としてき然として港湾施設使用を断ることを強く要求して、質問に入ります。

キティホーク入港の条件について

最初に、ただいま市長が発言で述べられました中で幾つかの条件をつけて、今日、議会終了後に返事をするということでしたが、つける条件とは何々ですか。

( 港湾 ) 企画振興課長

条件につきましては、前回の空母とほぼ同様の内容になりますが、係船柱の使用の条件とか、損傷した場合に使用者に速やかに連絡、原状に復するというようなこと、それから安全対策を十分にとること、それから小樽港は商港でありますので、商船とのバッティングがあった場合には商船を優先することを基本とすること、それから使用しますふ頭があるところでは港湾関係業者が荷役等を行っておりますので、これに支障を与えないこと等を使用条件と考えております。

北野委員

基本は、あくまでも市長が冒頭説明された三つの条件をクリアしているから、港湾施設使用を認めるということですね。市長がうなずいているから、そういうことだと思うのです。

日米地位協定と小樽との関係について

それで、まず市長に尋ねますけれども、小樽市が空母の港湾施設使用を申し込まれて、その判断の根底になっている、常々市長や理事者がおっしゃいますが、日米安保条約あるいは日米地位協定、これと小樽市の負っている義務、関連についてはどのように考えられていますか。

総務部次長

安保条約また地位協定と市長との、又は地方自治体としての関係でございますけれども、基本的に外交でありますとか、また防衛に関しましては国の専管事務でございます、米国と日本との間で安全保障条約又は地位協定を結んでいるということで、基本的にはその枠の中で、港湾管理者又は地方公共団体、地方自治体の長としての判断をしていくということになるかと思えます。

北野委員

今の答弁は抽象的でわかりません。なぜ小樽市がそういう安保条約や地位協定の中で義務を負わなければならないのかという点がわかりません。これは 6 年前の米空母キティホーク入港に関する調査特別委員会のときに、我が党の古沢議員からる述べられて、日米安保条約、特に基地提供を義務づけている第 6 条に照らしても、あるいは日米地位協定の第 5 条に照らしても、小樽市が負うべき義務はないということをあれだけ説得されて、もうあなた方が反論できないのです。にもかかわらず、なぜそういうことをいまだにおっしゃるのですか。

総務部次長

平成 12 年度のやりとりの中で国家間の条約に基づく一般港への寄港というものが、私どもとしては否定されたとも思っておりませんし、原則、国からの指導というものにつきましては肯定しているというふうに、その時点でも、また今でも。

( 「肯定というのはどういう意味ですか」と呼ぶ者あり )

いわゆる商業港に米艦船が入ることにつきましては、地位協定の第 5 条でもって受け入れる。諸条件はありますけれども、それがクリアされた場合については、受けるということに関しては疑いがないというふうに思っております。

北野委員

次長がおっしゃった小樽市が米艦船を受け入れなければならないというのは、日米地位協定第 5 条のどこに書いてあるのか。今、地位協定の資料をもらいましたけれども、これのどこに書いてあるのか。

総務部次長

地位協定第 5 条の第 1 項でございますけれども、米国の艦船等につきましては公の目的で運航されるものにつきまして、入港料の有無は別としまして、日本国の港等に入入りすることができるという内容でございます。

北野委員

だから、これはその大もとになっている日米地位協定の第 6 条、そこで日本が基地を提供しているわけです。こ

の第 6 条をめくっているいろいろ当時議論があったものですから、今、共産党の資料として当時の国会議事録を資料として出しています。当時の林法制局長官は、基地の提供については何と言っていますか。関連のところを読み上げてください。

総務部次長

「今、条約局長がお答えしたとおりでありまして、この新しい安保条約の第 6 条におきましては、日本の安全あるいは極東の平和と安全に寄与するための米軍が日本において使用するために、施設・区域を提供しているわけでございます。米軍が使用する施設・区域は、皆そういう意味で使用されているわけでございます。それ以外のものを使って米軍が出るというようなことは、これはあり得ないわけで、条約上予想されていないわけでございます。

それと同時に、このいわゆる普通の開港というのは外国貿易に開放されている港でございます。こういう港がいわゆる作戦基地になるということは技術的にも考えられないわけでございますし、理論的にはさっき申しましたように、条約がそういうことを初めから問題にしていないわけで、米軍がいわゆる一つの区域を作戦基地あるいは駐留の基地として使うのは、施設・区域として皆提供しているわけでございます。」内容は主にはそういうことです。

(「その後がない」と呼ぶ者あり)

失礼しました。

「また、施設・区域として提供していないものを使うということは、条約及び協定は考えていないわけでありまして、港に出入りというのは、全く技術的に人を揚げたり、あるいは貨物をそこから出し入れする、そういう原理からこれはできているわけでございまして、そういう作戦基地うんぬんの問題であれば、当然に施設・区域というものがあるわけでございまして、その施設・区域以外を使うことは、この条約は予想しておりません。」

北野委員

読み上げたとおりなのです。だから、小樽市は日米安保条約あるいは日米地位協定の拘束は受けないのです。このところが、あなた方がただ一般的に安保条約がある、日米地位協定があるから小樽市は受けなければならないと、こういうふうにおっしゃるのです。ここの理解がまず違うと思うのです。反論があるなら、市長言ってください。

総務部次長

これは今回の資料としてお手元にあると思うのですけれども、最初、私も見たときにどきっとしたのですけれども、よくよくじっくり見ますと、あくまでも作戦基地、駐留の基地として、日本国としては横須賀のような米軍基地を提供していると。そこから作戦行動に出るので、いわゆる民間港、一般の商港から出るということは考えていません、想定していませんということを言っている。これに関しましては先ほど外務省の方にも確認をさせていただきます。

北野委員

いや、そう言うと思ったのです。だから、港に入っている場合に何か緊急事態が起こったら、小樽の港から出ていくわけでしょう。次長が今解説的におっしゃったけれども、小樽にキティホークが入っているときに何か有事が起これば、ここから出ていくわけでしょう。そういうことがあるから、ここのところは言っているのです。

それからもう一つは、市長がアメリカ軍から言われて、小樽市が日米地位協定の拘束を受けていないというふうに我々が盛んに言うのだけれども、市長は頭をかしげるのです、理事者も。けれども、日米地位協定で言っているのは、資料にあるとおり二つしかないのです。日本の港に出入りするときは、入港料を取られないで自由に入れると、入港料を課せられないということが一つ。それからもう一つは、水先案内人を乗せないで港に入れると。この特権が与えられているだけです。これは法律に詳しい学者の方がいろいろな解説をしていますけれども、これ以上の域は出ていないのです。だから日米地位協定によって小樽市が何か義務を負うということはないということは、もう明々白白たるものなのです。だから、事実がいろいろ証明しているのです。

例えば、入港料を課せられないで小樽の港に入る。そうしたら、ただで入港し、係船料も払わないのかといえばそうでないでしょう。防衛施設庁が、米軍にかわって小樽市に入港料や係船料を払っているわけですね。この事実は何回もあるのです。だから、これは日米地位協定の無料で入港できるということは、地方自治体の管理する港には及ばない、日米地位協定には義務づけられていないということの意味しているのではないですか。これは 6 年前もそうだし、何回も米軍が入るたびにこのことは議論されているのです。このことについて反論はありますか。

総務部次長

先ほどの御質問にちょっとさかのぼりますけれども、もし小樽市から緊急のときに出るというようなことがあるのではないかなということなのですけれども、恐らくそのときにはいわゆる事前協議というものがされるのではないかと思います。

それから、今の地位協定の第 5 条の読み方でございますけれども、例えば入港料を課さないでという部分はあくまでも修飾語でございますして、その部分をとったとしても、いわゆる日本の地域に入ることができるという、今大もとの規定になってもございますので、あとは入港料を米軍が直接払って入るのか、それから日米のやりとりの中で、入るときにはそのたびごとに米国は払わなくてもいいと、それについてはお互いの費用の負担の問題なので、協定の中でその地方に対しては何らかの形で防衛施設庁から支払いをすると、そういう協定の内容というふうに理解しています。

北野委員

我々も今まで議会で何回か議論しましたけれども、日米地位協定の義務を小樽市が負っていないということと、それから米軍が、米艦船が小樽の港に入るのは、これは違法だということを私どもは言っているのではないのです。あなた方が盛んに外交とか軍事は政府の専権事項だというふうにおっしゃいますけれども、しかし小樽の港に入れるかどうかは国が決めることです。それはいいのです。しかし、だからといって自動的に米軍が入れるかといったら、そうではないのです。もう一つクリアしなければならないのは、港湾管理者が施設の使用を許可しなかったら入れないのです。そうでしょう。

だから、私どもは日米安保条約や地位協定があっとうんぬんとあなた方はおっしゃるけれども、まず港湾管理者である市長が港湾施設使用を断ったら、入港は事実上できないのです。このことはあなた方もお認めになりますね。

総務部次長

ただいまのは、そのとおりかと思います。過去にも特別な事情がある、原則的には断れないのですけれども、事実上船を着けられないようなよほどの事情があるときには、その旨を伝えますと、向こうの方では再考もあり得るということではあると思います。

北野委員

これはこれまで何回も議論していますが、市長はヴィンセンスの入港を断りましたよね。そのときの理由は何と断りましたか。

(港湾) 企画振興課長

当時の理由でございますけれども、大型商船の入港が予定されているということで断っております。

北野委員

だから、市長が理由をつけて断れば、米艦船が小樽の港に入港すると、これを外務省なりなんなりが認めて小樽市にバースの手配を照会しても、小樽港として港湾管理者としてバースの使用はできませんと言って断ることはできるのです。これが違法でも何でもないということは、私はその直後の国会に共産党の国会議員団の協力を得まして、外務省とかあるいは海上保安庁の幹部に会って、小樽市でこういうヴィンセンスという米艦を断ったと、それについての見解を聞きまして、小樽市議会でも紹介しましたけれども、小樽市が正当な理由があっってお断りするのだから、それはそれで国としてあれこれ言うべきものはありませんと。

だから、港湾管理者である小樽市長が、米艦の入港というよりも、厳密に言えば港湾施設使用を断れば、それは別に何でもないので。それは自由にできるということなのです。まずこのところを毎回議論するのですが、ここをはっきりさせた上で、どういう理由で断るかということはまた別のことですけれども、ここはもう明白なので、この点で市長と私の間で認識の一致はとれると思うのです。それはそうですね。

核兵器搭載の有無の確認について

そこで問題なのは、市長が常々おっしゃる入港に当たって米艦船が入る場合の三つの条件です。商船とバッティングしないと今おっしゃられました。御承知のとおり、残念ながら小樽市の場合は商船の入港が盛んではありませんから、だからパスがあいているということが多いのです。だから、あいているときに米艦が入りたいということであればこの条件は意味を持たないと、そういうことですね。あいていれば自動的に入れなければならないということになるのです。これが第 1 の条件の弱点です。

それから、二つ目、港湾の安全についてです。先ほど小樽海上保安部の方で入港に当たって安全上問題ないということコメントしたそうですけれども、これはインディペンデンスが入りましたし、キティホークも 6 年前に入っていますから、いわゆる小樽港に入って勝納ふ頭の 1 番パスに接岸するという点については、港湾の安全上何の問題もないということは既実証済みなのです。だから、これを二つ目の条件にしても、米艦の入港を断る理由はないのです。だから、あまり意味がないのではないかとということです。

助役は頭をかきあげているから、反論があれば、この二つの私の見解について何か意見がありますか。三つの条件のうちの二つは、港湾部の先ほどの話では、ヴィンセンスのときは商船がバッティングするということだったのですよね。しかし、私どもが行ったけれども、あのキティホークが入ったときは、港町ふ頭の先端はあいていたのです。それで、アメリカ総領事館が乗り込んで来て、ここはあいているではないか、何でここにヴィンセンスを接岸させないのだと、小樽市に文句をつけたのは有名な話ではないですか。

だから、あいていれば向こうだって全部調べるわけですから、ここはあいていると。それから、今は情報を持っていますから、大型船が小樽に来るかどうかというのは、全部調べればわかるのです。そうすると、バッティングしない日にちを指定してくると、小樽市としては断りようがないということになるのです。

だから、商船とバッティングしないかどうか、それから港湾の安全に支障がないかどうか。このことについてあまり意味がなくなっているということは事実で明らかではないかというふうに思うのです。

それから、三つ目の核兵器搭載の有無なのです。それで、もう一度審議の参考にするために改めて伺いますが、市長が米艦船の入港に当たって審査する三つの基準、小樽方式などとも呼ばれているようですが、この三つの基準のうち商船とのバッティング、入港に当たっての港湾の安全の可否の問題、これは述べました。もう一つ核兵器の問題があるのです。これについて市長の基準は厳密に言えばどういう表現ですか。

総務部次長

先ほど市長からも答弁をさせていただいておりますけれども、私どもとしましては、在札幌米国総領事館及び外務省に対しまして文書で、このたびは直接市長。

(「いや、そんなことを聞いているのではない」と呼ぶ者あり)

総務部長

文書照会の表題について、米艦船の核兵器搭載の有無についてという照会をしております。

北野委員

だから、核兵器を積んでいる、あるいは可能性ということになれば皆さんも言い分はあるでしょうけれども、これは平成 12 年の 6 月議会で、私の一般質問に対して、市長は米艦船の入港についてこう答えているのです。「米艦船の入港につきましては非核三原則の一つであります核を持ち込ませないと、こういう観点から核兵器の有無を慎重に確認して判断しておりますので、核兵器の搭載艦であれば当然これは容認するわけにはいかない」と。この立

場は今でも変わっていませんね。

市長

そのとおりです。

北野委員

そこで伺いますけれども、アメリカの総領事館、ここへ問い合わせをして、アメリカ海軍の核兵器の装備の有無についてはどういう回答がありましたか。先ほどの話では、前回と同じような回答だったということしか言っていないんですが、引用してください。

総務部長

今回、基本的なスタンスは同じなのですが、私どもとしてはこの照会に対して、基本的にはブッシュ元大統領の1991年9月の発表、いわゆる軍縮提案というものがあまして、その中でブッシュ元大統領の考え方といたしますが、米軍の考え方として、戦術核に関する部分で、海軍の戦術核兵器については水上艦艇攻撃型潜水艦の核弾頭型トマホーク巡航ミサイル、それに空母搭載の核爆弾をすべて撤去し、通常の状態では米国の艦船は戦術核を搭載しないこととしたという考え方について、貴殿のお尋ねについては、その発表は現在もアメリカ政府の方針であるという、こういう考え方が示されておりますので、基本的にその考え方を受け止めているところでございます。

北野委員

1991年ですね。総務部長も御承知のとおり、なぜそうなったかという、当時戦争をするような状況はないということで、今おっしゃったように、平時だから戦術核兵器は米艦船からも撤去するというふうになった、積まないというふうになった。

ところが、2001年9月のいわゆる9.11テロ、それ以降、アメリカ政府の方針は平時でなくなっているのです。これは事実には照らしてみれば明らかだと思います。9.11以降、テロ報復と称してアフガニスタンへの戦争、続いて大量破壊兵器があるという理由でイラク戦争が行われて、今でも御承知のような状況ですし、アフガニスタンにもさまざまな形で攻撃を加えることが、いまだにやられているということなのです。だから、1991年の平時だからそういうふうにしますというアメリカ政府の公式見解というのは、今でもそのまま続いているということではないのです。

だから、今回の総領事館の説明、小樽市の照会に対する回答の全文をもう一度読み上げてくれませんか。

総務部次長

米艦船キティホーク及びカウペンスの小樽訪問に関する2006年6月2日付けの貴殿の書簡に感謝いたします。この辺の表現は翻訳の関係でございます。日米安全保障条約の関係の下で、米国政府は東京の米国大使館を通じ、日本の港へ米国海軍船の寄港について日本政府に通知しております。米艦船の核兵器搭載の有無についての御質問について、貴殿が外務省にお問い合わせいただいたとお聞きし、うれしく思っております。ブッシュ元大統領の1991年9月の発表についての貴殿のお尋ねですが、その発表は現在も米国政府の方針であります。

北野委員

それだけですか。

総務部次長

はい。

北野委員

そうしたら、前回と同じ回答ではないでしょう。前回はその後に2項目めがあったのです。核兵器を積んでいないというのはアメリカ政府の方針だと。しかし、個々の艦船についての核兵器搭載の有無については言及しないというのがアメリカ政府の方針だと、2項目めがあったでしょう。今回はないのですか。

総務部次長

この文書の中で、今、北野委員がおっしゃいました3行か4行ほどあった部分につきましては、確かに今回ございません。それは先ほど総務部長から話がありました。これは領事館の方に確認しておりますけれども、ブッシュ元大統領の発表、この方針は変わらないということと先ほどの内容が重複しているので、それについては大使館の方から、今回は外しなさいという指示を受けているということでございますし、それからそれをもって確認というのは領事館だけではございませんので、外務省の方にも確認しまして、外務省から回答をいただいている、その両方の内容で、核搭載がないということは確認できるという判断をしております。

北野委員

だから、それは重要な意味を持つのです。今までアメリカ政府は、1991年以降は核兵器を積んでいないと、こういう話だったけれども、個々の艦船の有無については言及しない、明らかにしないのがアメリカ政府の方針だと、こう言っていたのです。それが今回なくなったのです。そして、とにかく積んでいないという一般論で逃げきる気になっている。これはちょっとおかしいと、疑問は差し挟まなかったのかということ。市長だってそのことは、第2項目めにそういう文言が常々あったということは、何回も米海軍艦船が入っていますから、そのたびに同じことが繰り返されているわけです。

ところが、今回については、個々の艦船の核兵器搭載の有無については言及しないという文言が消えてしまっているのです。これはアメリカ政府の不利なことになるから消したのではないですか。何の疑問も持ちませんでしたか。今まで何回もやりとりして、同じものが返ってきていたのに、今回そのくだけなくなったのです。

総務部次長

何の疑問も持たなかったかということに関しましては、疑問を持ちましたので、先ほど話しましたように領事館の方に内容確認をしたところであります。その結果、先ほどの答弁のとおりということで、内容的にその方針は変わっていないということでございます。

それから、自治体といたしましては、領事館、米側又は外務省に対しまして文書で回答を求めるといふ、この方法というのは最善の方法と思っておりますので、その中で判断していくということになるかと思えます。

北野委員

話を進めます。外務省からはどういう回答がありましたか。全文読み上げてください。

総務部次長

従来から国会における答弁等において表明しているとおり、日米安全保障条約上いかなる核の持込みも事前協議の対象であり、核の持込みについての事前協議が行われた場合には、政府としては常にこれを拒否する所存であるので、非核三原則を堅持するという我が国の立場は確保されています。米国にとって事前協議に関する約束を履行することは、日米安全保障条約及びその関連取決め上の義務であり、米軍艦船が我が国に寄港する場合においても、米国より核持込みについて事前協議が行われない以上、米国による核持込みがないことについて政府としては疑いを有していません。また、米国も核持込み問題に関連して、日米安全保障条約及びその関連取決め上の義務を誠実に履行する旨、随時述べているところです。

つきましては、貴職におかれましては上記の次第を御勘案の上、今後とも米艦船の入港に際しては、日米安全保障条約及びその関連取決めに基づいた取扱いをなされますよう、しかるべく御協力方をお願いいたしますということです。

北野委員

だから、結局外務省がアメリカ政府との取決めによって、核兵器を持ち込むときは事前協議の対象だと。事前協議がないから、アメリカは核兵器を持ち込んでいない。こういう前からの答弁の繰り返しなのです。それについて、あなた方はどういうふうに理解しましたか。核兵器がないという根拠にしたのですね。

総務部次長

この文言をそのとおり読んでございますし、米側の基本姿勢も変わっていないというお話でございますので、米側の回答に一部前回と文言上違う部分はありますけれども、精神的には変わっていないということでございますので、判断につきましても、前回平成12年の例もありますので、同様に判断をしたところでございます。

北野委員

結局、これももう論破されていることですから。アメリカ自身が一定の年月のたった機密文書を全部アメリカ公文書館で公開しているのです。我が党も、アメリカ公文書館へ人を派遣してその文書を入手し、そしてかつその担当者とも話をしてきた。これは前から議論されているとおりなのですが、米艦船が核兵器を積んだまま小樽の港に寄港するというのは、これは核持込みではないと、事前協議の対象にならないということ、当時アメリカ自身が確認しているのです。これは朝日新聞の2000年8月30日付けです。日本共産党ばかりではないです。朝日新聞でもこのことが書かれています。「日米安保密約の全容判明」と、「核寄港は事前協議対象外」の見出しで出ているのです。これはアメリカ自身の外交文書の公表によっても明らかだし、日本共産党以外の新聞でもこれは明らかなのです。

だから、小樽の港に核兵器を積んだままアメリカの艦船が入ってきても、それは事前協議の対象ではないのだということもうはっきりしているのです。それを否定しているのは日本政府だけです。そして、当時の記録が外務省にあるはずだから出さないと言っても、出さないのです。この資料の情報公開を受けて、どっちが国民の支持を受けますか。もう結論ははっきりしているのです。

だから、アメリカの航空機が核を積んで厚木の基地などに立ち寄る。あるいはアメリカの海軍艦船が核兵器を積んで小樽の港に寄港する。こういうのは事前協議の対象ではないのです。これはもうアメリカの文書ではっきりしているのです。それを否定しているのは日本政府だけです。だから、外務省が、先ほど次長が読み上げた、核兵器が持ち込まれるときは事前協議の相談があるから、それが無いということは核の持込みはないのだという日本政府の言い分を市長は受けて、それで核はないというふうに市長は判断するのです。

この一つ目のいわゆる米艦船の寄港に当たって港湾施設使用を認めるかどうかの判断基準、この核に関する部分について今私が指摘をしましたけれども、市長の見解はいかがですか

市長

どういう話合いがあるのかあったのかよくわかりませんが、私どもは従来からこういう形で外務省から正式文書をもっているわけですから、それを信用するしかないのではないかと。これを疑うというわけにはいかないと、このとおりだと信用して取り組んでいくつもりです。

北野委員

だから、今ここまで述べても、それから文書を見ていないと言うけれども、市長、それは記憶がなくなったのではないですか。6年前のときも、核兵器の持込みについていろいろ議論がされたときに、我が党が入手した資料をきちんと当時総務部に渡しているのです、これを見てくださいと。だから、もうあれは済んだらもういいということで、読んでいないのですね。見たことないなんて、平然とそういうことをおっしゃるというのはおかしいですよ。議論の中でそういうことがあったから、我が党が入手した、そういう核兵器持込みのアメリカの公文書です。これをお渡ししているのです。だれか市長に見せなかったのか。とんでもない話です。いや、それはいいです。だから、見ていないというから、そんなことはない。渡したのに見ていないのはおかしいではないですかというだけですから。だから、きちんとそういうのも見ていただければ、外務省の言うことがそうだとって市長が判断することの誤りが明白になるのです。だから、私は今時間をかけて申し上げているわけです。

米艦船入港の判断基準の見直しについて

ところで、今の事前協議の対象外の問題ですけれども、これは当時、アメリカ艦船の通過は事前協議の対象にな

らずと。これはアメリカ国務省文書資料を発見したアメリカの民間研究機関ナショナルセキュリティアーカイブのスタッフで、日米間の外交文書を追究してきた日米プログラム担当者ワンプラー氏というのが、核を積んで日本の港を通過する、こういうのは事前協議の対象でないですよということを改めて言っているわけです。だから、その筋の研究者も全部そういうことをおっしゃっているわけですから、市長がおっしゃる核兵器搭載の有無について調べて、そして積んでいないということを明らかにして判断するというふうにおっしゃるのであれば、やはり最近の研究というのか、しかもアメリカの公文書ですから、アメリカ政府自身が発表した文書の中でそのことが言われているわけですから、だから旧態依然たる態度ではなくて、新たに進展した事態を踏まえて、この核兵器の搭載の有無の判断の仕方について、小樽市長の判断基準のあり方を見直すべきではないかというふうに思うのです。

その根拠をもう一つだけ挙げておきます。これは広く報道されているわけですが、北海道新聞の平成12年9月26日、「目立つ神戸との差」ということで、小樽市との対比を書いています。これは何回も議論しているように、神戸港はいわゆる非核証明書を提出しない艦船の入港は認めないということになって以来、30年近くアメリカ艦船は入っていないのです。アメリカの海軍が、こういうことを世論で指摘されるものだから、何とか神戸にも入りたいということは何回かおっしゃったようですが、それ以降も入港していないのです。ところが、ほかの国の艦船は神戸港に入っているのです。これは核兵器を積んでいませんという証明書を出しているから入港しているのです。

だから、大して難しい話ではないので、我々は非核港湾条例も提出していますが、非核証明をもらえば一番簡単なのです。そうすれば当の本人なので、市長はそう思いませんか。一步話を、市長の判断基準を改善すると、改定するという方向で検討することはできませんか。

市長

最初の公文書の関係ですけれども、話を聞いていますとどうも国会でやりとりするような問題で、ここでやりとりする問題ではないのではないかというふうに思いますので、そういう公文書があるのであれば国会の中で究明していただきたいと、ぜひそういうふうにお願ひしたいと思います。

それから、神戸方式の問題ですけれども、うちとしては従来からずっといわゆる小樽方式みたいな感じでやっていますので、この点については、これまでもこれからも同様な措置でいきたいというふうに思っております。

北野委員

前段はちょっと市長は、冷静さを失っている発言でないかと思うのです。なぜなら、これを私が指摘したのは、アメリカの艦船が核兵器を積んで港に入るときは事前協議の対象であり、日本の問題、日本の港の問題なのです。突出して小樽市は米艦船の入港が多い港であり、かつ日本全国、民間港で空母を受け入れているのは小樽市しかないのです。まさに小樽市にとって直接的な市民の安全にかかわる問題だから指摘をしているので、国会でやってくれというのはちょっとヒステリックに聞こえます。もう少し冷静にお答えをいただきたいと思うのです。

それから、二つ目ですが、結局市長は小樽方式などと言われているこの核兵器搭載有無の判断基準を変えないということは、アメリカ総領事館あるいは外務省に今度入る艦船の核兵器の有無を照会すると、先ほど答弁があったとおりです。私も反論しましたがね。そういう中で市長が変えないというのであれば、小樽方式、時によっては商船とのバッティングで米艦の入港を断るということもあり得る。それは、私は可能性として今後もあると思うのです。それは一概には否定はしません。これは半歩前進だと思うのです。

しかし、市長の答弁、核兵器を積んでいる船は小樽の港に入れないというのが市長の方針なので、これは今も変わっていないわけですから、それを本当に実効あるものにしようと思うのであれば、やはり判断基準の見直しに着手せざるを得ないのではないかというふうに思うので、今の市長の答弁であれば、結局三つの判断基準は米艦船、特に核兵器が搭載されているかどうかわからない艦船を、外務省なりアメリカ総領事館の言い分を一方向的に聞いて判断すると、こういう弱点があると。これでは小樽港への核兵器搭載可能艦あるいは核兵器を積んでいる船も、黙っていれば一切わからないとそのまま入ってくるのですから。だからこういうことを阻止することは不可能

だから、市長の基本的方針にも反することになりますから、市長自身の核兵器を積んでいる船は小樽の港に入れな  
いということを本当に実効あるものにするために、私は判断基準の改定は必要だということだけは申し上げておき  
ます。

キティホークの役割について

それで、今回資料としていただきましたけれども、市長が容認しようとしているキティホークはアメリカ海軍  
の中でどういう役割を持っていますか。これは同空母のホームページに掲載されていますが、いかがですか。

(総務)総務課長

役割と申しますか、それはお手元の資料を。

(「いや、何でもいから、私は私で見解がありますから。要するに、小樽市としてキティホーク  
がアメリカ海軍の中でどういう役割を持っているかということをお答えください」と呼ぶ者あ  
り)

現在、横須賀に配備されておりまして、それぞれ第 7 艦隊の主要な航空母艦というふうに把握をしております。

北野委員

キティホークのホームページには、これはアメリカの要員に対しても、こういう役割を持っているのだと、自分  
たちが乗っている艦船のキティホークの役割はこうだということを知らしめるためにこう書いているのです。「キ  
ティホークはアメリカ海軍艦隊の 12 隻の空母のうちの 1 隻である。空母は海軍航空部隊の心臓部であるばかりでな  
く、我々国防政策の中心だ。合衆国が安定した政治的・経済的な環境に重大な役割を持つ諸地域での空母の前方展  
開は、しばしば我々の利益と制約の唯一の確証を与える。それを守る。」

続いて、「キティホークは空母航空団を乗せて、アメリカ西海岸から西太平洋、インド洋、ペルシャ湾、そして  
これらの地域をさらに越えて展開する。アメリカの国益のために横須賀が母港になって、世界で唯一のアメリカ空  
母の母港です。そして、全世界的に作戦を展開している。これがキティホークだ。」と。

そのキティホークは、今総務課長がおっしゃったようにアメリカ海軍の中で中心的な役割を果たしている、そう  
いう艦船だということなのです。今、総務課長が答弁したキティホークというのは、単に中心的な役割を持ってい  
るというだけでなく、これまでキティホーク自身がどういう戦争でどんな役割を果たしてきたか、あなた方自身  
が持っている資料で述べてください。

総務部次長

今、手元でございますのは、ベトナム戦争や湾岸戦争の多くの作戦に参加しているという内容であります。

北野委員

そんな程度ですか。あなた方が持っている資料はもっと詳しいのがあるでしょう。何年に、どここの戦争で何  
をやったかとした資料を、あなた方は持っているでしょう。まあ出せないのだろう。

(「ない」と呼ぶ者あり)

ないと。都合が悪いことになると、持っている資料さえ使えない。そういう姿勢は反省してください。

正直に言いますと、キティホークは、私が調べたのでは、湾岸戦争のときに行っているかどうかというのはどうも  
見つけられなかったのです。それ以外はベトナム戦争でもそうだし、イラク戦争でもそうだし、アフガニスタンで  
もインド洋から、日本の自衛艦から重油の給油を受けて、そして活動して、そこから艦載機が飛び立って、アフガ  
ニスタンを攻撃すると、こういうことをしょっちゅうやっていたのです。

だから、私はちょっと資料を入手していませんから、湾岸戦争でどういう役割を果たしたのかは、そこだけは空  
白ですけども、それ以外のことはホームページその他から全部拾って見られたのです。いつも中心的役割を果た  
しているということなのです。だから、総務課長がおっしゃるようなアメリカ海軍のこれまでの中で中心的な役割  
を果たしてきた、そういう空母だと。しかも、世界で行われるさまざまな戦争で絶えず中心的な役割を果たしてい

ると、そういうのも事実なのです。ごく最近では、イラク戦争でどれだけ一般の国民が被害を受けたか。しかも、大量破壊兵器がなかったということはとうとうアメリカ政府が認めたわけですから、これは皆さん方御承知のとおりです。だから、あれは不正義の戦争だったということは今では明白です。こういう戦争で罪もないイラクの人々を何千人も殺りくしているのです。こういう艦船なのです。こういう艦船を小樽の港に入れるということについて市長自身は何とも思っていないのだろうか。これは市長自身の見解を伺いたい。

市長

海軍ですから、そういった戦争に出向くのは当然だと思いますけれども、今回の場合は友好親善という意味で小樽港に入るわけですから、そういう意味では、特にそういった戦争に参加したとかしないとかという問題ではなくて、あくまでも友好親善の範囲内で受入れをするというふうに考えております。

北野委員

これも毎回指摘していますが、友好親善だと、こうやっておっしゃいますけれども、アメリカ自身の資料の中に、空母は計算上無補給で数か月間の任務が可能で、寄港する機会がないので、長期のクルージングを耐え、戦略上も有効であるが、乗組員の精神衛生上、休養と補給のための寄港は重要なかぎとなっている。こういうふうに、戦争の中で精神衛生上寄港して息抜きさせないとよくないからというのが、アメリカ政府の方針なのです。単に小樽の港に来て、市庁舎などを今度表敬訪問するかどうかわかりませんが、お互い花束を持って交換して友好を深めると、そんな儀礼的なものではないのです。アメリカの寄港の目的というのは、今、私が引用したここが最大の問題です。そして、再び英気を養って、また戦場に赴く。だから、友好親善なんていうものでないということを理解いただきたいというふうに思うのです。

小樽港の今後のしゅんせつ工事について

それで、次に話を進めますが、今後のことにもかかわるので、これは市長自身も心配されていると思うのですが、キティホークはまもなく退役です、2008年ですか。その後継艦はジョージ・ワシントンと言われている。先日の毎日新聞を見ましたら、横須賀市長は方針を転換して原子力空母を受け入れるということになって、今、現地は大きな騒ぎになっています。そして、原子力空母が着くために、いわゆる棧橋の増設までやっているのです。これを思いやり予算でやったということなのです。日本政府が全部負担してやっている、ということなのですが、今ジョージ・ワシントンが、横須賀市長が受け入れるということで横須賀を母港にするということはもう明白になったと。こういうことで、今回のキティホークの入港要請にかかわっているいろいろな方々から質問が来ているのは、小樽市の港湾でジョージ・ワシントンを入港させることができるのかと、つまり物理的にです。あるいは航路、しゅんせつして水深を深くする計画があるのでしょうかと、こういう質問が全道10数人の方々から寄せられています。もちろん小樽市民からも我々に問い合わせが来ています。港湾部に聞いた範囲で昨日答えておきましたけれども、小樽港の港湾の水深を深くする計画、これは現在どうなっていますか。現状と計画について説明してください。

(港湾)事業計画課長

今回は勝納1番の岸壁マイナス13メートルですけれども、港町の3番と呼ばれている先端のバースについてもマイナス13メートルの水深でございます。港町の先端の3番については、マイナス14メートルにあと1メートル幅という港湾計画になっています。

北野委員

結局、ジョージ・ワシントンについて、総務課はどういう性能かは既に承知していますね。ジョージ・ワシントンの喫水からいって、現在の小樽港には物理的に入港できないというふうに私は思うのですが、あなた方はどういう判断ですか。

(港湾)事業計画課長

ジョージ・ワシントンの喫水ですけれども、アメリカ海軍の資料ではなくてインターネットの検索によりますと、

喫水がマイナス13メートルということになってございますので、少なくともマイナス14.3メートル以上の喫水、マイナス15メートルの航路が要ると思っておりますので、物理的には小樽港には入港することはできないというふうに考えております。

北野委員

市長に伺いますけれども、今話したとおり、私どももそういう認識です。しかし、横須賀市の例もありますから、今度アメリカ軍はずいぶん小樽を好んでいるようですから、思いやり予算で全額国が持つから、航路あるいは係留施設の水深を15メートル以上にしてくれという話が仮に持ちかけられた場合に、今の法律に照らしてどういう事業名でこれが展開されることになりますか。

港湾部長

具体的な事業名を想定するというよりも、今、私どもはあくまでも商業港ですから、商船が入るためだけの港湾の整備をしているわけです。ですから、あくまでも今後整備をするにしても、そういう立場で整備をする。ですから、今おっしゃったような前提で、どんな話があるかということはいくまでも想定範囲ですけれども、私どもとしては想定をしていないと、現在ではそういうことでございます。

北野委員

想定していないから聞いているのです。私も調べたけれども、わからないから伺っているのです。例えば国が責任を持つ外郭施設は、小樽市の裏負担は今2割ですか。

(港湾)事業計画課長

15パーセントです。

北野委員

それから、負担が少ないのでも15パーセントですから、その他の港湾にかかわるいろいろな事業はもっと小樽市の負担があるのです。けれども、1割持てとかと言ったって、これは市長は当然そんなものは断りますと言うのです。だから、全額持つから何とか協力してくれと言った場合、どうするのかということですよ。

市長

そういうことに使うお金があれば、別なもので欲しいと思います。

北野委員

その言葉は忘れないでいただきたい。そのときになって、状況が変わったとかと言ってこじつけないように、注文をつけておきます。

キティホークの兵装について

それから、キティホークの資料をいただきましたが、この範囲ではよくわからないのです。それで伺いますけれども、キティホークの兵器の装備、これについてあなた方はどういう理解をしているか、まずそのところを説明してください。今日配られた資料に基づいて、兵装と言っておられますから。

(総務)総務課長

では、お手元の資料の表のところ、性能諸元がありますけれども、そのうちの兵装というところをごらんいただきますと、8連装シースパロー発射機が2基ということでございますけれども、シースパローというのは個艦防御用の艦対空ミサイルの種類ということで把握しております。次の20mm CIWS という型ですけれども、これは機関砲で、近距離の防御システムというふうな言い方をさせていただきますけれども、そういう機関砲でございます。あと21連装のRAMが2基となっておりますけれども、これなどは回転弾体ミサイル等といったミサイルの装備でございます。

北野委員

今日いただいた資料に、艦載機の種類や装備についてないのです。これはどう押さえていますか。

(総務)総務課長

これはホームページからとったものでございますけれども、この艦載機数のところでC T O L 72機という形になってございますけれども、このC T O Lというのは通常機、いわゆる通常離着陸機といいますか、垂直とかそういうものではない、通常の飛行機という形です。個々の実際に載るか載らないかというのは、これは一般的に報道もいろいろな制限もあるのでしょうし、私どもの把握している部分では、こういう不特定の形での資料ということで現在押さえております。

北野委員

そうすると、艦載機の種類については、どういう種類の戦闘機が載っているかということはわからないということですか。

(総務)総務課長

今お手元の資料では一般的な形で載ってございます。ただ、平成12年のときに米空母キティホーク入港に関する調査特別委員会がございましたけれども、そのときに当時のジェーン年鑑に載っております。その中でトムキャットとかホーネットという形の艦載機が搭載されるというような記載はあったかと思えます。

北野委員

そうしたら、当時も指摘したのですが、あなた方がそういうことも指摘して、アメリカ総領事館に問い合わせして、英文で回答があったのですね。当時の6年前のと同じみを見たら、翻訳したものが議会で配られたのです。この中でホーネットとか、それからトムキャットというのは弾道ミサイルを装備できるということで、非核両用ですけども、結局そういう戦闘機が艦載機として空母に載っているのであれば、キティホークにも核兵器が積まれているということになるから、それはどうなのだということで議論になったと思うのです。今回について、どうしてそういう努力をしていないのですか。核兵器搭載の有無を、単にアメリカとかあるいは外務省の見解、我々から批判を受けるようなそういう見解だけに頼らないで、みずからの責任で核兵器の有無を調べるという立場からいえば、当然キティホークの艦載機の装備がどうかということのみずから調べる必要があるのではないですか。6年前に我々の指摘もありましたけれども、きちんとそうやってやっていたではないですか。どうして今回はやらないのですか。

総務部次長

私どもから照会しています内容は、当該艦船及びその艦載機における核兵器持込みという照会をしてございますので、それに対する回答が来ております。それ以上のいわゆる確かに艦載可能船ということですので、それが核弾頭等艦載可能船ではあるということの状況ですので、実際に外務省とかから返ってきている答えは、いわゆる核を搭載していないという答えですので、そこまで資料を私どもの方で言って、艦載可能だとは書かせることはできませんけれども、それ以上のところはちょっと発展しない。

北野委員

ということで逃げたらうまくないと思うのです。だから、あなた方は今度艦載機にどういう種類の航空機が積まれているか、戦闘機が積まれているかというのは、今回はわからないのです。ただ、アメリカに一般的にキティホークやカウペンズ、その艦載機、搭乗機、その核の有無について一般的に問い合わせして、さっきあったような回答なので、だからないのです。あなた方の努力自体が6年前より苦労していないですよ。そう思いませんか。

総務部次長

繰り返しになるかもしれませんが、私どもの方でどこまで資料を入手できるかということもあると思います。それから、もし米側から平成12年のときのような米軍の装備等の情報をもらったとしても、それはそういうものが搭載できるということでございますので、実際にそれが今回キティホークで搭載されてくるということにはならないということで認識してございますので、資料を取り寄せるかどうかということではないのかというふうに思いま



は、子どもとしてはやはり国の方に確認をしていくというのが、基本的に今考えられる最善の方法かなというふうに思っていますので、御理解いただければと思います。

北野委員

カウペンスの兵装について

この後、若干安全の問題で菊地委員からありますから、私はある程度やったので、まもなくやめます。

それで、せっかくいただいた資料ですから、キティホークと同時にカウペンスが入ってくるのです。これの資料も出されています。これはミサイル巡洋艦であることは資料で書かれているとおりです。それで、兵装の上段の方にミサイルのさまざまな種類が書かれていますが、これはどういう種類のミサイルか説明してください。

(総務)総務課長

お尋ねの資料のカウペンスの兵装のところでございますけれども、今、委員がおっしゃったとおり、これはミサイルの部分では上の方にあります。最初の M k - 41 V L S でございますけれども、これはミサイルの垂直発射機構ということでございます。その他、次の R I M - 67 というのでございますけれども、これは標準的なミサイルでございます。それと、B G M - 109 トマホークにつきましては、長距離の巡航ミサイルの名称でございます。次の R U M - 139 というのでございますけれども、これは対潜水艦用のミサイルでございます。それと A G M - 84 ハープーンでございますけれども、これについてはジェットエンジンを動力とする対艦攻撃用のミサイル。空中発射型という、その名称になってございます。これは主なミサイルでございますけれども、その下の部分はいわゆる機関砲の部分の 5 インチ、25 ミリ、連装がございまして、それは機関砲それぞれ記載してございます。あとまたファランクス C I W S 2 基でございまして、これについても近接防御システムを持った機関砲。あと M k 46、これは魚雷の発射管。こういう兵装がされているということでありまして。

北野委員

それで、いろいろ説明されましたけれども、これで非核両用のミサイルというのはどれですか。

(総務)総務課長

一般的には、ハープーンとかトマホークについては、そのような対応が可能だというふうに言われております。

北野委員

だから、結局市長や総務部長は、国から出ている公式見解は核の持込みはないというふうに言っているのだから、それ以上のことはできないとおっしゃるけれども、しかし先ほど指摘しているとおり、小樽に実際に入港する艦船や、あるいはその搭載艦には核兵器が積まれる可能性があるし、今はアメリカ政府が戦時だと。そういうことになれば、核兵器があるのではないかというふうに疑ってかかるのがやはり必要だと思うのです。ですから、この点で市長自身が、核兵器を積んでいる可能性があるから、これは断りますという態度はとれないのかということ伺いたいと思います。

市長

よくわからないのですけれども、可能性があるかどうかということも我々はわからないので、それで外務省に問い合わせをしているわけですから、もうそれしかないのだろうと子どもは思っております。

北野委員

そういうことでなくて、市長自身が核兵器を積んでいる船があれば、これは小樽の港に入れないということをはっきり言っているわけですが、今でも変わらないと言っているのですから。だから、私はそういう搭載の可能性があるので、装備とか戦闘機の発射するものあるいはミサイルその他について、危険を指摘しているのです。これだってアメリカ側の資料が圧倒的なのですから、そういうのに照らして政府の言うことに疑問を挟んだって、別に何でもないのでないですか。核兵器の搭載が可能だと、こういうことが明らかになれば断るといふふうにするか、それとも非核証明を求めるか、どちらかをとれば一番簡単なのです。市長自身の明白な核兵器を積んでいる船は入れ

ないということがはっきりしているのですから、非核証明を求めれば一番話は早いのです。どうしてそういうふうにならないのかというのがわかりません。その裏ではわからないから政府に聞いた、政府は何でもない、それ以上に何を言うのだと。私は、こういう態度というのは独立した自治体の首長のとるべき態度ではないと思うのですがいかがですか。

市長

何回も申し上げますけれども、外交・防衛については国の専管事項ですから、このことについて我々がどこまで追及するかという、追及している時間も暇もありませんから、それはぜひ国の方でやってもらって、我々はもう地方自治体の仕事を的確にしていって、こういうことでございます。したがって、入ってくる船について核を搭載しているかしていないか、この確認をすることが一番だと思いますので、こういう方針でこれからもやっていきたいと思っております。

北野委員

だから、そこまでおっしゃるなら、どうして非核証明で話を進めないのですか。市長の行っている核兵器が積まれているかどうかという、そういう調べ方は疑問だということを再三根拠を挙げて言っているのですから。そうすると、一番簡単なのは非核証明を出してもらえば一番いいのです。そうすると、出さない船は入れないだけの話ですから。それが自治体の仕事ではないですか。それを国でやれなんていう話ではないですよ。実際にこのことに自治体が巻き込まれているのですから。だから、そのことをまずはっきりさせていただきたい。今のままだったら疑いのある、しかも今戦時で、アメリカが空母に核兵器を積んでいるということが濃厚にもかかわらず、さっき話した判断で入れるということになれば、現実との乖離は非常に大きいというふうに思うのです。この点について、まず指摘をしておきたいというふうに思うのです。

それでは、私の後、若干市民の安全の問題にかかわって菊地委員の方からやります。

菊地委員

冒頭、市長が港湾施設の使用許可を与えるような発言をされましたので、大変残念に思っています。ぜひこの特別委員会、それから本会議を通じてお考えを改めていただけますように願いながら、伺いたいと思います。

寄港を取りやめた事例について

初めに、いわゆる小樽方式と言われるこの三つの基準によって、港湾施設の使用を拒否して入港できなかった事例というのは何例あるのでしょうか。

(港湾)企画振興課長

先ほども申しましたけれども、平成12年のヴィンセンスが商船とのバッティングということでお断りしているという1件のみです。

菊地委員

商船との関係で港湾施設の使用を拒否したということですが、それでは実際にバースの手配の依頼があった後入港しなかったという事例については、ほかにございますか。

(港湾)企画振興課長

バースの手配について、記録として残っているのはこのヴィンセンスだけでございます。

菊地委員

2001年のジョン・S・マッケインのときは結局は入港しなかったのですが、このときの経過についてはどういうことだったのか、示していただけますか。

(港湾)企画振興課長

ちょっと当時の記憶が、あまりバース手配のないものについてはないのですが、相手方の都合ということ

で伺ってございます。

菊地委員

このとき、市長はジョン・S・マッケインが入港したいといった意思に対して再考を求めたとか、そういうことはしていないのですか。

総務部長

基本的には拒否をするというのと自発的に取りやめるといふのは、アメリカ側とのこのニュアンスといふのはかなり重要なところで、オーダーをして拒否されたから行かないということと、一応パスがあいていないという事情の中でみずから行くのをやめましたと言っただけ、これはアメリカ側としては、いわゆるパスを要請する側としてはそういう後者の方で、いろいろな事情を聞いて入港するのを取りやめましたという、こういう形をとっているのが多いのです。ですから、基本的に入港の正式パス要請のときもありますし、非公式に打診が来る場合もありますけれども、その都度私どもとしては、在札幌アメリカ総領事館の方に、その事実確認も含めて総務部の方を中心としてやる。その中でいろいろな事情をお話をする。たぶん、ジョン・S・マッケインのときはえひめ丸事件というのが日本国の中でいろいろな事情があって、そのあたりの話を、市としては今あいつた状況の中で米海軍が原因で起きた事件という、こういったものを重く受け止めてもらえないかということは当然話した結果、拒否をしたのではなくてみずから身を引いたというのが一つあったということでございます。

それから、近々では今年の室蘭市に行った船の例も、これも正月の私どもの休みの間に一応話が来たようで、それをすぐ正月明けに私がアメリカ総領事館に行って、今の小樽市内の豪雪状況というものを説明して、市民生活を優先せざるを得ないということで、港湾施設の除雪というのが十分できないという実情を話した結果、その後お断りというか、要は小樽港には入りませんという通知をいただいたということで、基本的にアメリカの押さえとしては、事前に話があって、実情を勘案して取りやめをするというケースが、彼らの立場でとっていることではないかと思えます。

菊地委員

安全対策について

市長は、先ほど友好親善で、そういうことで入港をしてくるのだからということをおっしゃいましたけれども、一番最初、市民の皆さんがいろいろ安全とか、そういう不安に思っているということも承知していますがということも言っています。いくら友好親善とはいいいましても、6年前、前回それから前々回も、教育委員会なり教育長が子供の安全のことでどれほど心配りをしていたかということは、特別委員会の論議の中からも明らかだと思っております。

教育長、今回はそのことについてどのような手だてをとられるのか、考えているのか、見解をいただきたいと思っております。

教育長

もし寄港となりますと、他町村から人がたくさん入ってくることが予想されますことから、交通事故などの不慮の事故とか声かけ被害などのないような、これまで以上の手だてが必要であろうかと考えております。

菊地委員

そういうこともありますけれども、前回米空母キティホーク入港に関する調査特別委員会で教育長は、交通事故を含む不慮の事故のこともありますけれども、お酒に酔ってからかうこと、あるいは性的な犯罪といったようなことに対する心配とか、いろいろな論議がございましたので、特に性的な犯罪については取り返しがつかない事故でもございますので、犯罪的なことにも十分注意するような指導をしなければいけない、そのように感じておりますと答えています。その辺については今回はどのような考え方をしようとしているのか伺いたいと思っております。

(教育) 指導室長

仮に寄港が実現して、それにかかわっての子供たちへの校外生活での指導ということでの教育委員会の対応ということでの御質問かと思えますけれども、とりわけ一般的に当時一番重要だとしていますのは、例えば交通事故も教育長からも答弁させていただきましたが、不審者等の対応等で、ずいぶん細かく今学校で指導しているところでございます。そのような枠組みの中で、学校はもとより、家庭、関係機関との連携を密にしながら、指導を進めていかなければならないものと考えておりました、そういう観点から、今までの指導について丁寧な確認をしながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

菊地委員

確かにそれは友好親善とはいっても、具体的な心配がたくさん出てくるわけです。市長が昨日の本会議、一般質問の中でも、安全・安心なまちづくりということでもかなり熱心なやりとりもありましたし、市長自身の見解も述べていました。この空母が入ってくる、そういうことに対して市民の心配とか、そういうことに対してもしっかりと心配りをすることも必要ではないかというふうに、昨日は実は一般質問のやりとりを聞きながら、今度の米空母の入港で、市民の間にある不安とか心配に対して安心のまちづくりをすすめるという観点から、市長はどういうふうに対応するのだろうかとずっと考えていたのです。総合的に判断したとさっきおっしゃいましたが、やはり自治体の長として、市民の安心とか安全よりも国の方を向いたというか、国策にやはり対抗しきれないというか、そういう態度をおとりになったのかなということで、大変残念な思いをしています。ぜひ市民の安心・安全、そういうことを重視する施策の一環として、このたびのキティホークの入港に対しては、港湾施設の使用を許可しないというふうな態度をとっていただけますよう最後に要請して、私の質問に答弁をいただきたいです。

総務部長

確かに今、米兵におけるここ何年間の事件、凶悪事件も含めてございますので、いろいろな意味で御心配するというのは理解をしております。それで、私どもとしては、今回のこの上陸に際して、米海軍並びに総領事館等々には、前回室蘭に寄港したように、繁華街にいわゆる米軍の警備担当者を回すようにとか、一定程度こういった安心・安全というか、そういう立場を踏まえた要望なり要請なりということをしながらか、何とか事件・事故が起きないように、そういう手だてをとるように申入れをしていきたいというふうには考えております。

委員長

共産党の質疑を終結し、この際、暫時休憩します。

休憩 午後 3 時 05 分

再開 午後 3 時 20 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

自民党。

佐々木(茂)委員

経済波及効果について

二、三点だけ質問をさせていただきます。

冒頭、市長から条件を付して入港を認める旨の発言がございまして、今回のキティホーク入港の目的が、乗組員の休養や観光などという、まさに友好親善そのものであります。それで、キティホークの乗組員は4,582名、カウペンスが387名、合計で4,969名でございます。入港したことに伴っての経済効果、期待できるもの。例えば食料品、

水、ごみなどいろいろな形があろうかと思いますが、このプラス効果。また、入港に際して、今回は以前と違ってソーラス条約の下、いろいろなレセプションとか、そういった形では行わないのではないかと思います。これに係る市当局等の警備配置とか、それらの人員配置があろうかと思いますが。それで、これらに対して国からの補助というか、後で手当がどのくらいあるのかという形をまとめて伺います。

(港湾)港湾振興室長

1点目の経済効果、前回の例も踏まえて、前回の平成12年のとき、キティホークの結果を集約した資料を見ましても、特段に大きな経済効果、一般的な商業活動等の部分で効果というのはなかったのではないかと報告がなされております。それから、市の方の収入といたしましては、当然係船料など一番大きいのですけれども、数百万円単位で入ることは想定されるのではないかと思います。

それと、2点目にありましたレセプション等が予定されているかと思うけれども、警備配置を含めたということですので、現時点で詳細はまだ聞いておりませんが、今までの例で申しますと、そういうことは十分に考えられるだろうと。どのような形で主催者の方で考えるかによりまして、形態も変わってくるかと思います。一定程度、港湾管理者として混雑を避けるために、あるいは安全上警備が必要かと思っております。前回のキティホークのときも3,000万円以上の経費がかかったということでございますけれども、これにつきましては特別交付税の措置でやられたという経緯がございますけれども、今回につきましても仮にそういう経費がかかったとすれば、国の方と相談をしていきたいというふうに思っています。

佐々木(茂)委員

経済効果ということで、まとめて私の方で質問をしました。例えば一般的な形では、経済効果は前回のときにはなかったというふうな話でございますが、例えば一番問題なのはというか、当然接岸したら食料品の購入とか、小樽の水を今一生懸命売っているわけですから、それらのものも積み込むのではないかとというふうなことも考えます。それから、例えばごみ処理、燃料等のいろいろな形も考えられるのですが、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

総務部長

まず、基本的に今日終わってお会いをするという段階ですので、細かい話というのはまだしていませんけれども、一般論として今までの例からいくと、水道は時間60トンでしたか。この水道を一気に丸々貸切りで、いわゆるつけたままという状況で、たぶん3日、4日ちょっといると思いますので、相当量の水は売れると思います。

それから、現地での調達の問題については十分把握してございませんので、また決まった段階でどの程度になるのか、最終的にいろいろなこれからのこともございますので、そういった資料なりデータなりはとってみたいというふうに思います。

ごみについては、今までの例からいくと、クリーンサービスが代理店との契約の中で処理をするということで、地元へ全額落ちてきます。そういう手だてになっておりますので、それなりのその部分では効果があるだろうというふうには思っております。

佐々木(茂)委員

先ほど北野委員も、入港は違法でないというふうに言っておられます。我が党は賛成の立場でございますので、質問を終わります。

委員長

自民党の質疑を終結し、平成会に移します。

上野委員

安全面について二、三質問いたします。

#### 救急車の配置について

まず、消防の方に質問いたしますけれども、かなりの見学者等も来ますし、また多くの乗組員もおりますので、いろいろ緊急事態が起きる。それに対しての、これから決定してから市長も考えると思いますけれども、決定したと仮定してどのような計画を持っているか、ちょっとお聞きかせ願います。

(消防) 総務課長

前回の平成12年の例で申し上げますと、救急車を現地の詰所の方に配置いたしまして、何か緊急の場合があったときには、その場所から速やかに救急搬送ができるような体制をとっております。今回もどのようになるかわかりませんが、必要がございましたら、そのような体制をとりたいというように考えております。

上野委員

それは本部だけでなく、小樽市の各支所も同様に、そのような通達をもちろんやるということですね。本部だけで、小樽市の消防署に全部その指令を出すということですね。

(消防) 総務課長

もちろん救急要請があった場合には、すべての消防署で対応いたします。ただ、ただいま申し上げましたのは、現地の詰所の方に救急車を1台配置して、特別そこで救急体制をとりたいと、このように考えております。

上野委員

これはあってはいけないのですけれども、もちろん大きな問題が起きた場合、消防署としては小樽市だけで対応できない場合は近隣の消防に、そういう計画もあるのでしょうか。

(消防) 総務課長

例えば、火災や災害などで小樽市だけでは対応できないような大きなことがあった場合には、消防の中で北海道広域消防相互応援協定というのがございまして、近隣の消防機関との連携をとって活動するということになっております。

上野委員

#### 警備体制について

もう一点ですけれども、治安の問題とかいろいろありますけれども、警察の方との対応はこれからやると思うのですけれども、それについてはいかがでしょうか。

総務部長

具体的に今どのような形で一般見学者、いわゆる中に入れる入れないを別にしても、船が来ればあの地区にどつと来るものですから、そういった雑踏の整理をどのようにしていくかというのを、港湾管理者の立場とそれから警察の立場というのがありますので、そういったものをすり合わせをしながら、どのような体制を組むべきか、基本的に来週以降、また詰めていきたいというふうに思います。

森井委員

私は2点ほど。

#### 防犯の対応と係る費用について

1点目は今のお話の続きのような部分ですけれども、先ほど菊地委員からもお話がありましたが、本当に一部の米軍の方々だけですけれども、犯罪等の出来事とかが起きていると思います。やはりその背景、先ほど具体的な話まで踏み込んでいなかったような気がするので、市また教育委員会それぞれどのような対応を具体的にされるのかということと、あと実際に先ほど3,000万何がしというお話もありましたが、それにおいて行われる警備費とかその他もあると思うのですけれども、その具体的なものを示していただければと思います。

総務部長

まず一つは、先ほど教育委員会から一般的な飲酒等々における米兵のいろいろなトラブル、事件・事故、そういったものを防止するという意味で、米軍当事者がみずから警備をするといいますが、そういったことで繁華街の方に回ってもらうとか、室蘭市の方でも起こった例もあるようですから、そのような形をとるとのこと。それから、今までアメリカ総領事館に話を聞きに行ったり、要望を申し上げている中で、いろいろ市民感情の話をした中で出てきたのですけれども、いわゆる米兵は、私はびっくりしたのですけれども、一晩じゅう酒を飲むというのが横須賀の基地の方であったと。ですから、私も知らなかったのですけれども、ああいった事件後にやはり規律ということで、夜中2時ぐらいから朝の6時までには飲酒を禁止するとか、そういった規律を、今第7艦隊の中できちんと、特にキティホークの中では周知させているというような話も聞いておりますので、そういったことでやはり団体というか、集団としてきちんとした規律を求めて、私どもとしては強く申入れをしていくという、これが対米軍との関係で市としてとるべきかなというふうには思っておりますので、あと青少年関係の方については、教育委員会なり青少年課等々の方で、具体的に一定の方針を示して対応していただければというふうには思っています。

それから、かかる費用については、先ほど港湾部の方で話したように、どういうことをするのかということによっては相当金額が変わっていきますので、数字自体ははじけませんので、現在申し上げることはできません。ただ、基本的には、一般職も含めて職員がどっと対応するというのは基本的には避けたい。ですから、基本的には民間ガードマンを雇って、最低限警備なり規制なりに当たってもらうということを考えております。それで、どうしても港湾管理用地ですから、市として対応しなければならない部分については、基本的には管理職が出てその対応をするというようなことを考えておりますので、そういった経費等々、それからいわゆる資材等々、そういったものが中心になるかというふうには思っていますので、詳細にはまだ全く算出しておりませんので、御理解いただきたいです。

(教育)指導室長

前回、平成12年度のキティホークの寄港時の対応を話させていただきながら、答弁にかえさせていただこうと思っておりますけれども、平成12年当時におきましては、とりわけ先ほども答弁させていただきましたが、交通事故等々の懸念ということから、各学校に子供たちの交通安全、それから外出時、深夜に及ばないことなどなど、今までも指導していることについての徹底、これを各学校に求めました。また、保護者の皆さんにも注意喚起をしていくということでの文書を出すようにということでの指導をしたところであります。各学校におきましてこの通知を受けながら、保護者に対しての啓発文書などを出して注意喚起をしたところでございまして、今回もし仮にということでもありますけれども、同様の対応の中でとりわけ声かけ等の、こういう事態もありますから、こういう中での対応、例えば防犯ブザーの対応等ということでの細かい指導は十分丁寧に行っていかなければならないものというふうに考えております。

(市民)青少年課長

市民部の青少年課、健全育成の関係ですけれども、平常時におきましても、私どもは日に5回ほど青少年の健全育成の関係で補導をやっているわけです。そういったサイクルの中で、特にこういう期間、米艦の入港ということでの市民の不安もあるでしょうから、その辺を意識しながらの補導業務につきたいと思っておりますし、また、小樽市周辺なども含まれた観点でのものも必要かと思っておりますので、後志広域補導連絡協議会などもございますので、そういった方との連携なり、それから情報交換なりも密にして対応していきたいと、このように考えてございます。

森井委員

実際、アメリカ人だとかという問題ではなく、海軍は船に乗って何か月も海に、いわゆる閉鎖的なエリアの中で仕事をし続けなければいけないという部分もあって、陸に上がるという行為が、その心理的なものとして解放され

るような考え方とかも持てると思うので、そのときに力を抜いた分、いろいろな周りに対して被害を与えたりとかということもあり得なくはないと思いますので、その点についてははっきりまず対応していただきたいという部分が 1 点。

軍港化の可能性について

それから、もう一点、別に質問をさせていただきたいのですが、今回、米軍再編がいろいろあったときに、小樽市議会に対しても意見書等がいろいろ上がってきたときに、私なりにいろいろ考えた部分があります。当然、普天間基地が移転するという話の中でもそうですし、北海道の千歳基地に F15 がという話があったときに、小樽市として意見書が上がってきました。小樽市としてはという話があるありましたが、結果的に小樽市そのものに大きな何かが起こるのか、起こらないかという話ではない部分がどこかにあったのかなというふうに私は思います。

しかしながら、岩国市にしる、沖縄市にしる、千歳市にしる、苫小牧市にしる、やはり市として判断しなければいけないというときがあり得るのではないかと思います。現状としてあり得ない話と言われるかもしれませんが、これだけ民間港として空母が出入りする小樽市ですから、先々、国の意向として小樽市を一部軍港にしたいとか、つまりは今までの話で言うところと臨時的に空母が入るのではなくて、もう完全にそういうエリアにしたいというような話があったときに、市長はどのような判断をされるのか。そこの 1 点についてだけ、どうしても自分としてはできれば市長から一言聞きたいのですが。

市長

これは前回のこういった米艦船の入港に際して、軍港化につながるのではないかと、軍港になるのではないかとという話がありました。私の考え方としてはいつも言っていますけれども、小樽港は平和な商業港ですから、将来的に軍港にするつもりはありません。

森井委員

今の一言は私としてはとても安心できるものですので、特にそういうこともあって、今回回視察で、回天記念館と広島平和記念公園などを視察してきました。以前、米軍の再編にかかわって意見書が来たときに討論させていただきましたが、自分自身はもう戦争世代からかけ離れてしまい、私の父親も母親も戦争に携わっていません。だから、その話が私たちの世代まできちんと伝わっているかどうかというのは疑問な部分もあります。当然、アメリカの文化というのも日本に入ってきていますし、私の弟も実際に昨年までアメリカにいましたから、先ほど言っていたそういう友好的なつながりとしてはすごく大切な部分でもありますし、重要なところだと思うのですが、やはり米軍というのは必ずしもそこに合致するとは思えない部分もありますので、今後、当然空母の話もありますけれども、ぜひその市長の視点を常々忘れずにいていただきたいというふうに思っています。答弁はよろしいです。

委員長

平成会の質疑を終結し、公明党の質疑に移します。

高橋委員

何点が聞きます。

物理的理由で入港を拒否できるかについて

最近の事例ですけれども、先ほど総務部長が室蘭市の件の話をしておりました。2 月 3 日付けの北海道新聞ですけれども、非常にわかりやすく書いてあるわけですが、室蘭市と小樽市が関連しているというのがこれを見てわかりました。この経過と内容について若干説明願います。

総務部次長

米艦の入港につきまして、今年の 1 月の上旬でありますけれども、米側から打診がありました。ただ、正月中だったのですけれども、急きょ総領事館の方に小樽市の状況を話しました。当時、皆さんも御存じだと思うのですが、記録的な大雪で、生活道路の除雪も追いつかないような状態であったわけでありまして。その辺、そこに米艦が入港してきまして、岸壁の除雪等に労力をかけるということは非常に難しいということで訴えてきたところでありました。その後、1 月の中旬ぐらいになりまして、米側の方から寄港の取りやめの連絡があったということでございます。

高橋委員

小樽市とすればほっとしたとか、そういう感覚かなと思うのですけれども、これについては市長はどのような感想をお持ちなのか、お聞きかせください。

市長

今、次長から話しましたように、十分な受入れ態勢といえますが、警備体制も含めてそういった状況にはないという客観的な状況がありましたので、それはそれで米側の方で小樽港寄港をあきらめたといえますか、取りやめたということについてはよかったというふうに思っています。

高橋委員

それで、気になる点として、一番最初に書いているわけですが、市民に不安があるとして、寄港中止を初めてアメリカ側に要請したと。こういう「初めて」という言葉があるわけですが、市民感情ということで来ないでほしいということでしたけれども、結果的には押しきられたというふうに書いてあります。物理的にといえますか、断れるのかどうかという、そのところをもう一度確認しておきます。

総務部次長

物理的に断れるかどうかという部分につきましては、地位協定の一般的解釈の中で原則は断れないということになってございますけれども、今回のような大雪のためとか、また商船が既にもう岸壁に着いていまして、米空母等がそこに入れないとか、そういうような具体的な物理的な事由がある場合につきましては、制限はできるというふうに解釈をされているという外務省の方の見解が出ております。

高橋委員

それで、一つ確認をしたいのは、外務省の方からの話というか、圧力と言ったら言いすぎかもしれませんが、どういう話が小樽市の方に来ているのか、確認したいと思います。

市長

外務省からは、特段の圧力というようなことはございません。私もちょうど上京中で、外務省へ行ってまいりまして、拒否する場合がありますということは申し上げてまいりましたので、ただぜひ御協力をお願いしたいというように話をしてございまして、ただ前回のヴィンセンスを拒否したときには圧力的なことはあったのですけれども、市の方の判断として入港を拒否しましたので、それはそれでおさまりましたけれども、その経過はございます。

高橋委員

親善行事の内容について

もう一つ、先ほど目的が友好親善ということでありましたけれども、具体的な内容があれば教えていただきたいと思っております。

総務部次長

私も詳しく聞いてはいないのですけれども、何か海浜といえますか、どこかのビーチ、また海辺のごみの収集のボランティアをしたいという話があるとは伺っております。

高橋委員

市長の基本的スタンスについて

最後に、毎回市長も苦しい判断をされているというふうに思いますけれども、市長の基本的なスタンスをもう一度確認をして、私ども、先ほどの市長の容認の方向は是といたします。

ただ、事件・事故が本当に起こらないように万全を期していただきたいというふうにつけ加えて要請しますけれども、最後、先ほど言いました市長のスタンスをもう一度確認したいと思います。

市長

過去、小樽港では米艦船の入港、かなり回数はあるわけですがけれども、その都度その時々状況を判断しながら、そして基本的には小樽港は商業港ですから、このベースは守っていきたい。しかし、パース等のあきがあれば、できるだけ便宜は図ってやりたいというふうには思っております。

それから、事件・事故の問題ですけれども、これは非常に市民に与える影響もあるわけですから、このことについてはきっちり総領事館の方へ伝えていきたいというふうに思っております。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

-----  
斎藤（博）委員

では、何点か聞きたいというふうに思います。

在日米軍による事前調査について

私は、代表質問でも出て、今回報告されたキティホークの2回目、また3回目の入港は、決して言われているような友好親善だけでは理解できないものですから、何点かそういう立場から、まず聞きたいというふうに思います。

というのは、もう10年も前になりますけれども、初めてインディペンデンスが小樽に入港することになりまして、私どもは1か月ぐらい前にその話を聞いて大変戸惑った、困ったわけでありました。ただ、その後いろいろ調べていきますと、その年の、1997年3月26日にアメリカ軍の在日米軍港湾統制部というところが、実はもう6か月も前に小樽に人を派遣して、小樽港の調査をやっていたと。実際、船をチャーターして、小樽港の実態を調べていたというようなことを聞きました。また、横須賀において、従来インディペンデンスもキティホークも12号岸壁というところに接岸するのですけれども、専門的にはよくわかりませんが、要するに右側を陸に着ける船らしいのですけれども、それを8号岸壁の方に着けるようになっていた。それは小樽に入ってきたように逆側というのですね。普通使わない側の方から船を着ける。そういったことというのは小樽以外ないことなので、そういったことの練習をしていた。さらに、初めて入る前には、洋上で小樽の港でやったような180度回転させる、そういった訓練をやりながら、1日に1億円近い燃料をかけながら小樽にやってきたわけです。決しておっしゃるような友好親善だけでは理解しがたい部分があるのではないかとこのように思います。

まず最初に、1997年3月26日に在日米軍が小樽を訪問して、港について調査をしていたということについて、小樽市としてはどういうふうに押さえているかを聞かせていただきたいと思います。

（港湾）港湾振興室長

ただいま伺ったお話ですけれども、平成9年当時のこととございますけれども、現在私どもとしては承知してございません。

市長

確認はしていませんけれども、確かそういうのが来て何か調査したということはあったように記憶しています。

斎藤（博）委員

要は空母が民間港に入るとするのは初めてだったというようなこともあって、それで何かあったら困るといっ

うなこともあるのでしょうかけれども、相当慎重にやっていたというようなことであります。

照会文書の内容について

それから、今回のことに関して何点か、今度また聞いていきたいというふうに思っているのですが、先ほど総務部長の方からも、外務省なりアメリカ総領事館に対して照会をしていますというようなことがありました。ちょっとそこをはっきり教えてほしいのですが、回答としては、ブッシュ元大統領が言っている、アメリカは海外の艦船に核兵器を積まないように一般方針を変えたという返事があったとなっているのですが、それは一般的な話だということで、照会する際には、今回小樽に入るキティホーク、それからカウペンズについて、核の搭載ということに限定した形で質問されているのか。そして、この船に限定した回答があるのかをもう一度知らせてください。

総務部次長

照会文書の中では、7月1日に入港予定の米艦船キティホークとその艦載機及びカウペンズということで指定してございます。回答の中身につきましては、御照会のあった件についてということであります。指定はしておりません。

斎藤（博）委員

キティホークの過去1か月の行動について

次に、キティホークは6月8日に横須賀を出港したというふうに聞いています。それからおおむね1か月、いろいろな船が今5月、6月にかけて日本の港に入っているわけなのですが、この1か月ぐらいの間はキティホークは一体何をしていたというふうに押さえていますか。

総務部次長

済みません。押さえてございません。

斎藤（博）委員

米国総領事館へ再考を求めた件について

次に、先ほど市長の冒頭のお話の中で、再考を求めたというお話があり、しかしというふうが続いているわけなのですが、これは一番最初は、今回のキティホークのときには、助役ですが、小樽市の当初対応としては再考を求めるといいますか、そういったことが新聞報道等をされているわけです。公の小樽市の受止めとして、再考を求めるといって立っていたというふうには理解しているわけなのですが、その辺の思いというか、いきなりまた来てくれてありがとうと言う人もいるのかもしれませんが、再考を求めるといってアクションを一番最初にした理由といえますか、思いを改めて詳しく知らせていただきたいと思います。

助役

これは御承知のように、横須賀市でのキティホーク乗組員による殺人事件、その他小さいいろいろな犯罪的なことがあるということ。それから、やはり民間港として小樽港が3回目になるということです。そういう形の中で市民の中にもいろいろ意見があり、もろ手を挙げて全市民が賛成というわけでもないという意味もあるわけですから、大きい部分としては、やはり乗組員のそういう事件の問題がなかなか市民感情としてどうなのかという部分もありまして、そういうことがあって市長の命を受けて、私が6月2日に札幌の総領事館の方にいま一度の再考をお願いしたと、こういうことでございます。

斎藤（博）委員

その再考を求めたというのは、おっしゃったようないろいろな交通事故も起こしていますし、特に強盗殺人なんかの場合ですと、全く偶発的に起きているというふうに言われているわけですし、変な話、知っている人に何か恨みとかがあって殺したとかではなくて、偶然そこにいた女の方をお金欲しさに簡単に殺してしまったというようなことで無期懲役かなんかになった、そういった乗組員もいる。先ほど言いましたように、全部がノーという言い方

はできないと思いますけれども、そういった市民の 3 度目になる不安、それから最近のキティホークの乗組員の起こしている事件について、小樽市としてやはりそういうものがあるので再考を求めたという部分については、これは現時点においても全く解決されていない部分も多いわけですが、改めてそこら辺についての見解を聞かせてください。

総務部長

今助役が答弁したような形で申入れをしたのですが、入港拒否をするという条件は、先ほど高橋委員の御質問にもあったように、地位協定の中で国の判断が物理的なものになっていると。室蘭市の場合、2 月に、いわゆる市民感情があるからということを経由して入港は拒否できないというのが外務省の見解でございますから、それを私たちはあえてもう一度やはりチャレンジするというのは語弊がありますが、いわゆる外務省ではなくて、アメリカ総領事館という米国に対して判断を求めたわけです。

しかしながら、出先でありますけれども、大使館を通じて日本国にもう通知をしたことだということですから、これは地位協定の中で、入るということは通知をするということに入れるという認識を持っていますから、そういう形の中で私どもとしては通知をしたことなので、それを曲げるということとはできないという、こういう見解を示されたわけです。

したがって、室蘭市で一定程度の動きの中で国の回答である感情だけでは拒否はできないという、こういったこととの関連も含めて考えれば、私どもとしては物理的条件で拒否ができるかどうかという、そういった中で 3 条件を具体的に検討し始めたということでございます。

斎藤（博）委員

安保と地位協定の下での地方自治体の権限について

軍というのはそうだと思います。それで、先ほど来聞いていて、ちょっと気になっているのです。断ることができるか、私も気持ちなりに市民のそういった声を背景にすると、市長の英断をもって断ってもらいたいというような思いがあります。

ただ、理屈の上で断ることができるかどうかという部分になりますと、今日北野委員もいろいろなやりとりをしていましたし、先ほど高橋委員も指摘していました。基本的なという部分では断れないのかもしれないという思いはあるのです。それは安保と地位協定の中で一定の整理はされているというふうに私は理解しているつもりです。要するに好き勝手に出入りできるのはアメリカ軍の基地だけだと。これは極端に言うと、宣言をする必要はないのだという話になる。要するに入って出ていこうが、その自治体に言う必要すらないというのが地位協定だというふうに言われているわけでありまして。

ただ、これはあくまでも安保と地位協定で決めた地域に限定している。要するに米軍基地、若しくはせいぜい日本の自衛隊の基地ぐらいのことを想定してしか言っていない。民間港については自由に出入りできるということになっていないと。あくまでも許可といいますか、了解は必要なのだというふうになっているわけなのです。その部分はまずよろしいですね。

総務部長

基本的に今の流れからいくと、あくまでも許可してくださいということではなくて、手配をしてくださいと、そういう通知が来ましたということの連絡を受けるわけです。アメリカ総領事館に行っても、いや、それは国の方に通知してありますということですから、極端な話、一つはその通知をすれば入れるという前提で動いているのです。

片方では、物理的にいろいろな要件があれば断れるという一つの望みを、私どもとしては自治体として一つ一つの確認をしながら、核はだめだ、それから安全、港を壊されたら困る、沈没でもさせられたら困る、それから商業港だから入港する予定の船があるのなら、パースは貸せないという、こういう物理的なもの。今回、冬の場合は大

雪が降ったという、ああいう問題も含めてですけれども、そういうことを唯一盾にして、外務省なりを經由して、こういうのは難しいとか、直接アメリカ総領事館に話をするとか、そういう形でなければ、現状の中では極めて難しいというか、ほとんど困難ではないのかというふうには私どもとしては理解しています。

齋藤（博）委員

違うのです。私は断ってくれという答弁を求めて言っているのではなくて、あくまでも港湾法で言っている場合は、小樽港に入ってくるのは、海上保安部なりが許可すれば入ってこられるというのはいいのでしょうけれども、施設を使わせる権限というのは、現在の港湾法上は港湾管理者である小樽市にあるというのはまずいいのですよねということを聞いているわけです。

（港湾）港湾振興室長

施設の使用を許可するのは港湾管理者でございます。

齋藤（博）委員

そういう意味では、あくまでも許可を与えるのは小樽市なのです。これは現在もそうでした、いわゆる日米の再編成の議論の中では、すごい極端な言い方をすると、それをどうやって地方自治体から取り上げるか、入りたいときに入らせてもらいたい、そういう角度の議論がされているというのは、逆にその部分というのは現時点においては地方自治体固有の権限として持っているという、これは政府も、それから米軍もそういう理解に立っているというふうに、そういう理解でよろしいですね。

港湾部長

今、答弁しましたように、港湾管理者として施設の利用というのを許可するという、そういう立場はもちろん持っていますけれども、ただ一つは今、齋藤委員がおっしゃったような形の中で、私どもは海上保安部からパス手配の依頼の文書を受けているのです。米軍からとか、そちらから来ているわけではありません。海上保安部を通してパス手配のやりとりをする。港長から来ているそれに対して、私どもが今確認をして返事をするという、そういう立場ですから、先ほど総務部長が話したような中身の理解をせざるを得ないのかなというふうに思っております。

齋藤（博）委員

そうしたら、そこで初めてそういう権限といいますか権能を持っているから、小樽方式という三つのハードルが問題になる。ヴィンセンスのときには、いろいろな事情の中で実際に入ってこなかった。それから、大自然といいますか、雪というもたぶんそうでしょうし、えひめ丸が原子力潜水艦に沈められたときも、国内的には非常に感情が悪化した。そういったいろいろな要素があるときに、向こうがおりたり、こちらが断ったりするという、これは日本全国を見ても時々発生していることであって、必ずしもすべてが自由ではないというのが、今実態としてあります。

そういう中で一番最初に言ったように、小樽港の何か港湾関係者は大変名誉なことだというふうに言っていました。外国艦船が入れて無事に出ていった港だということで大変宣伝効果があったとかで、何を言っているのかなと思うのですけれども、事実なのだろうなというふうには思います。

それから、横浜市は米軍に堤防を提供しているのです。逆に言うところだけ、それ以外は一切入れないのです。ほかがあいていても、この横浜市というのはきちんと協力しているのですから、そこがいっばいだからもう一隻ちょっとあいているところに入れてくれないかといっても、それは断るといいうふうに、今はそういう立場に立っているわけです。小樽市の場合は、多くの市民も市長もそうでしょうけれども、船が込んでいて断るとかというのはなかなか難しい部分もあるだろうと思います。そうすると出てくるのが、やはり核兵器の問題ではないかというふうに思います。

一つの事例なのですけれども、先ほど言いましたようにアメリカの空母というのは、日本の例えば横須賀なんか

にはほとんど自由に出入りしている。一般市民は、朝、目覚めたら空母がいるという話で、次の日になったらいいと、そういうことで、実は昔、空母のタイコンデロガという、ちょっと聞いたことがない船なのですけれども、有名なのは水爆と乗組員と飛行機 1 機を東シナ海かどこかで落としてしまったのです。落とした直後に横須賀港に入港していたわけでありまして。これはもう事実なのです。ところが、ずっととぼけていたわけですが、アメリカという国はおもしろい国で、兵隊がいなくなった、それから戦闘機がいなくなった、水爆の数が合わないということは認めたのです。要するにこの空母には核兵器が当時積んであったということは、アメリカは認めた。ところが、安保で勝手に出入りしているので、日本政府は、その船が横須賀に入港していた事実を確認できませんと答弁しているのです。それで、結局その核兵器を積んだ空母が日本に入ったのではないかと。もっと言うと、その直前に落としてきたのではないのかと。そういう議論が空回りしていたという事実もあるわけで、時間とともに実は積んでいたのだと、実は落としてきたのだと。1 機 1 台しか船舶は積んでいないというふうになりませんから、その直後に日本の横須賀市に入っていたという事実も、結果として追認されているわけでありまして、要するにアメリカの外交政策なり防衛政策というのは、第一義的にやはり自分たちのことを考えているわけですから、そういうこともあるのだと。すべてがすべてそうだとするに言おうと、またちょっと言いすぎでしょうけれども、日本の非核三原則なりアメリカの事前協議というのは、そういったやみの部分というのですか、届かない部分を持っているのではないのかというのが、国民の非常に大きな不安なわけでありまして。そういう中で空母というものが来るわけですから、当然市長が言うように核兵器を積んでいない、そういった確認をしなければならないという立場に立つのは、これは当然だというふうに私は思っているわけでありまして。

また、話を戻すのですけれども、私は断れと言うのではないのです。小樽市長は、来る船に対していろいろな確認をするという行為ができると思うのです。ですから、来るなというのではなくて、核兵器の搭載うんぬんについての確認をすることは、現行の法律上若しくは小樽市の港湾管理者の権能として不可能ではないというふうに、私は考えています。それははっきりさせるのが当然条例だというふうに思うわけなのですけれども、断れとか断ることができるうんぬんではなくて、小樽市長というのは、キティホークという船に対して、核兵器を積んでいないということを確認できませんかという文書照会をする権能はあるのではないかと思うのですけれども、それについての考えを知らせてください。

総務部次長

核を搭載していないかとの確認をするということですか。そこは現在も、外務省、総領事館に核の搭載の有無を確認しているのですけれども、いわゆる非核証明という言葉が、今の私どものやっている核の有無と私たちはイコールだとは思っておりますけれども、あとは相手が外務省なりがどういう回答をしていくのか。こういう回答をしてこいということは強制はできないのです。これまでずっと昭和36年当時は、口頭で核は積んでいないというようなことで来たのですけれども、それが長いやりとりの中で文書照会でなければという、私どもはそれを訴えて、文書での回答をいただいているという前提ですので、今の核搭載の有無の文書回答をいただくということが小樽市としての最善だと思っております。

斎藤（博）委員

その今回の文書回答だったり、そういうタイミングで文書で回答をお願いしているということの評価は、いろいろ分かれるところもありますけれども、実際問題として、港湾管理者のやるべきこととしてきちんとやっているという評価もあるわけですが。ただ、もう少し踏み込めないのかという部分があるわけなのです。それは安保がいいとか、地位協定がどうしたこうしたとかでなくて、小樽市民の気持ちとしてははっきりしてほしいのだと。それが大統領が言っているとかではなくて、キティホークという船が来るわけですから、それを今問題にしているわけですから、そういうときにもう少し踏み込んだ聞き方をして回答を求めることができるのではないのか。それは今の状態の中でもできるのではないのかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

市長

ずっと文書回答をもらっているのですがけれども、最近では外務省も出さないというような言い方をします。もう既に総理大臣が国会で非核三原則を表明しているのだから、あえてこんな文書なんか要らないのではないかとというような言い方をしてくるときもあるのです。それに対して我々は、文書がなければ拒否しますという逆におどしをかけて、ぜひ何としても文書をくださいと。いわゆる証明書ですよ、はっきり言うと。そういう対応をしていますので、なかなか今言われるように、現状の中でももう少し踏み込んでというのは非常に難しいのではないかと。

ですから、これからもこういうことが、空母はないかもしれませんが、一般の艦船はあり得ますから、そういうときにこれからどうしていくかということは、少し我々も研究をしていく必要があるかなというふうには思います。

斎藤（博）委員

小樽市のやり方に対する評価はいろいろあると思いましたがけれども、それぞれ民間港の軍事利用に反対するという立場で活動されている市民団体も日本じゅうにいます、その中では小樽方式の評価というのは真っ二つなのです。この議会と同じような評価をされております。

ただ、やはりそういう中で条例化を目指すべきだという立場、これは私もそういう立場に立っているわけなのですが、ただその中間というか、今のやり方と条例の間に、小樽市長の潜在的に持っているのではないのかと。それが来ないから、断ることになるから聞けないという難しい判断の部分もあるのかもしれませんが、聞くことはできるのではないかと。どういうふうに言うかは向こう次第だというふうには思うのですが、この部分で、市長が今の内容での文書回答が、私の代表質問でも答えていただいていますけれども、これはこれからも続けたいと。それすら来なくなったら断るのだというような言い方をしていました。それが来なくなったらよほどのことがない限り断るというようなことで、それと同じような意味で、今は確かにその文書での照会、回答という形をとっているわけなのですが、もう一方で、例えば10年前にインディペンデンスのときにもう少しははっきりした線を引いておけば、もうちょっとはっきりしているのかもしれませんが、3回も繰り返されるといの中では、小樽市の市長の立場としてはやはり踏み込むべき時期ではないかと。これがあちこちに入っていて、日本にはこういうことというのは年に1回必ずどこかに来ているのだぐらいの状況では決してなくて、日本で小樽だけなのです。そういったことを考えたときに、やはり小樽市として1回目、2回目とは違って、もう少し踏み込むべきではないのかと、そういう思いが強いわけですが、いかがでしょうか。

総務部次長

最初、前段ちょっと話をさせていただきたいのですが、今の外務省と私、担当者と話している中では、何か文書回答をもらえるのが当たり前ということではなくて、口頭で三、四日でオーケーの返事をもらっているというところの方が多いのだという話を伺っております。その中で、小樽市とはこれまでずっと議会の対応の話もしましたし、文書でなければなかなか議会の皆さんの御理解もいただけないという話を繰り返ししてきて、最近、文書でいただくような形になっているということです。

それから、先ほどから条例の問題になっておりますけれども、非核港湾条例とかそういった意味合いの条例なのかと思うのですが、というか、条例等を制定して、もうちょっと強く求めていくべきではないかという意味合い。

（「条例を制定してくれるというのは、それにこしたことはないです。今のが回答になるの。ちょっと違うのだよね」と呼ぶ者あり）

総務部長

まず基本的には、今たぶん斎藤委員のおっしゃっている、いろいろ望むところはあるけれども、現行の方法より

も、もう少したがのはめられるような方法の確認の仕方というのがあるのではないのか。そこを少し市長として追求すべきでないかということだろうと思うのですけれども、私どもとすれば、国防についている専管事項というのは国だという、一つは基本的に置いている。その枠組みの中で何ができるかということになると、やはり何回も申し上げるように物理的にそれを拒否するという、こういう以外に管理者としてとり得る道がないというのが今の私どもの現状認識でございますので、その中でいろいろ先ほどよりお話があるように、核の確認の仕方が不十分だという部分については、一定の限界を私たちは感じてはいますけれども、国が出している指針なり、今、アメリカ総領事館に言わせれば、そんなものはあなた方に一々出す筋合いのものでもないのだというのが前提にあっているやりとりしているわけですから、そういう中で今とっているいろいろな手法なりというのは、今の段階では極めて前に進められるような状況ではない。先ほど市長が申し上げているように、せめてそれを文書で回答をとるとのこと自体が、かなり私ども事務方とすれば、何週間もやりとりしてやっとのことというのは語弊がありますけれども、やっとのことではやはり回答をとって、一定の判断をしている部分でございますので、今、御要望といいますが、お話しがあったようなものというのはかなり難しい検討事項かなというふうには思っております。

齋藤（博）委員

事情といいますか、そういった状況の中にあるという話はほかからも聞くのですけれども、私はこの問題を議会で取り上げるのは初めてなもので、これが1回目ぐらいなら、きっとやるだけやったという話かもしれない。それが3回もやられているという部分ではどうなのかなというような思いが非常に強いわけであります。

それから、先ほどの質問にもあったのですけれども、今、アメリカ軍というのは、果たして平時で友好親善をするような環境にあるのかなという部分での小樽市の認識を聞きたいのですけれども。先月リンカーンという原子力空母が佐世保に入港しているわけでありまして、そのときというのは自衛艦とか随伴艦も一緒に入ってきた。入港に反対する抗議運動というのは海の上で行われたわけで、10万トンの空母から見ると10万分の1ぐらいの船が3隻ぐらいで抗議行動をやって、それに対して自衛艦とかアメリカ軍とかが銃を向けて照準を定めて、そういう状態で入港してきている。そういう環境で入港反対運動が展開されているという、そういう時代だと。

小樽に入ってくるときも、彼らは友好親善というようなことを言うのでしょうかけれども、果たして反対運動とかそういったものについてどういう思いを持ってやってくるのかということが非常に心配。改めて最近のアメリカの日本での動きも含めて、アメリカ軍というのは、本当に日本にいる場合は、9.11以降戦争状態を解いているのかと。それは具体的に言うと、いろいろな米軍基地のゲートの問題とか、そういったところも含めると、決してそういうふうになっていないのではないのかというのも報道されているわけです。実際問題として武装したアメリカ兵なりが銃を構えて待機しているというのが、最近の日本の基地の中の米軍のあり方ではないかというふうにも思うわけなので、そういう意識を持っている軍艦が、2年ぐらい前にイラクの空爆を行った。カウペンスというのは、空爆より前にイラクに向けて巡航ミサイルを発射した、一番最初にその戦端を開いた船だというふうにも言われているわけですから、そういった船が、今小樽に来るときだけは突然平時の状態に戻るといった認識に立てるのだろうか。そこら辺について見解を聞きたいと思えます。

市長

アメリカという国は非常に誇り高い人種といいますが国ですから、ニューヨークのビルを爆破されたテロ事件、あれに対するショックというのですか、経験した人でなければわからないようなことだろうと推測します。さっき言ったように、非常に誇り高い人種がああいう事故に遭ったということで、国民的な意識といいますが、相当高いのだろうと思えます。

そういう中でイラク戦争なりいろいろあったわけですが、現状日本の米軍基地の中でどういうことが行われているかというのは、ちょっと把握はしていませんのでわかりませんが、いずれにしましても、我々にとってはアジア周辺の安全について一定の役割を果たしてくれているというふうに理解していますから、我々として

もそれを容認して、ぜひ引き続き安全の確保のために努力してほしいという気持ちであります。

斎藤（博）委員

市民からの要請について

ちょっと質問の内容を変えたいというふうに思います。

前回、キティホークが来るときに、インディペンデンスのときとは違って、大変多くの市民の皆さんから声が寄せられた。数も聞いております。それが一つ市長のその後の発言につながっていているのではないかというふうに思うわけですが、今回3度目だと怒っている人もいるし、あきらめている人もいるし、いろいろな反応はあると思いますけれども、陳情や要請等が寄せられているのではないかと思いますけれども、現時点で、昨日の時点ぐらいなのかもしれませんけれども、今そういった要請がどのぐらい来ているか教えてもらえますか。

（総務）総務課長

昨日の昼現在の数字でございますけれども、市民から、それぞれ文書なりファクスなりメールなりで来てございます。その件数でございますけれども、反対意見として92件、賛成4件、その他公開の問い合わせという形で1件で、トータルで97件来てございます。その反対意見92件のうち小樽市内の方ということでは33件。小樽市を除く道内で30件。あとは道外28件、住所がわからないところ1件という形で、そういった意見のうち3分の1程度が小樽市民の方、それ以外は小樽市民以外の方ということで、賛成につきましては小樽市内ではなかったのですけれども、道内1件、住所がわからない方3件ということが昨日現在までの状況でございます。

斎藤（博）委員

米艦見学者への対応について

次に、この間の代表質問でも話しましたが、仮に入港してくる時のという話の中で、一般公開の話をしました。先ほど来言われておりますように、今回はソーラス条約に基づく、そういった状態になっているわけなので、当然テレビで見た、新聞で見たから見に来ました。それで、順番に時間があればどうぞお入りくださいと、そういったことにはならないというふうに先日来答えをいただいておりますけれども、一方で空母なり、艦長が招待するなり、またいろいろなキティホークの催しですね、日本人も含めていろいろな方が表敬訪問を含めてあると思うのですけれども、そこら辺の取扱いといたしますか、あそこはゲートが二つついていますし、それ以外は入れないわけですから、どういうことを想定されているか。一般公開はできないということはわかりましたけれども、それ以外の人間でどうしても乗りたい人が来る可能性があって、そういう場合はどういう対応をしようとしているのか。今この段階で計画があったら教えていただきたいと思います。

（港湾）企画振興課長

米艦訪問者はすべてソーラスの制限区域に立ち入るといことになりますので、ゲートの管理につきましては、港湾管理者である小樽市が保安規定に従って通常と同様になるというふうに考えております。

総務部長

今日、市長が冒頭見解を述べた中のいろいろ聞かせた判断というものの中で、一応米軍とすれば、今回認められればいろいろな行事を予定しておりますので、これは今港湾部の見解の中できちんとしてもらうという前提で、米軍とは話し合いを継続しております、少なくとも3日、4日は一般的な人を対象にするのではなく、特定の人に招待状を出すというような、そういう形をとっていきたいという話は聞いております。土曜日と日曜日についてフリーでやりたいというのと、今港湾部が言っているような形で、基本的には今までのソーラス条約の区域管理の仕方をきちんに対応できるような手法でやってほしいという流れできておりますので、そういったことをやるという前提で最終的な判断を、消防活動も含めた港湾管理をきちんとしていくという前提で、私どもとして一定の整理をしているということでございます。

齋藤（博）委員

デモのコースについて

これで最後なのですけれども、私はインディペンデンスが来たときに、市の組合の執行委員長をやっている、えらい目に遭ったという記憶があります。キティホークのとき、私は、小樽の連合の会長をやっていた。めぐりめぐって今度市議会議員をやったらまた来たという話、これは個人的な感情で。キティホークが来たときに、私は現地の入港反対闘争本部みたいのを立てましてその責任者をやっていたのです。インディペンデンスのときには許可していただいたデモコースが、港湾管理者の方からだめだと。要するに、何て言ったらいいのかな、港湾敷地に入らないでくださいと、そういったことになって、逆にデモコースが非常に規制された。前回から見ると非常に遠いところを歩いたということなのですけれども、今回ソーラス条約もできて、フェンスもきちんとしている。今おっしゃっているような意味で一般公開なんていうような、混雑の中で行われると。かといって、すべての市民・道民が歓迎しているかという、そうでもない中では、当然仮に来るのであれば、またそれなりの道民の意思、市民の意思をキティホークにも向けなければなりませんし、アメリカあたりなり海軍にも向けなければならない。こういったことは当然これからもしていかなければならないと思うのですけれども、前回、なぜインディペンデンスのときとキティホークのときではデモコースが変えられたのかと。これは一度聞いてみたいと思っていたのですが、改めて聞かせていただきたいと思います。

港湾部長

平成12年のときのデモの関係は、一つは当時小樽市としては、港湾荷役作業などへ与える影響を考慮するという観点で、当時の警察と協議の中で総合的に判断をして、臨港道路小樽港縦貫線から中への立入りについては遠慮願ったということで、それはやはり9年当時のことの影響というのを懸念されたのだろうと。ですから、9年のときと12年のときはやはり状況が違いましたので、そういうものを考慮して、12年のときにはそういった形で反対デモについての取扱いが少し変わった。今回につきましてはこれからの話ですから、今後また私どもとしては港湾に当たる作業をしたときは、警備の担当の方等との相談の中で決めていくべきものだと、そういうふうに考えております。

齋藤（博）委員

別にデモ隊が港湾業務を妨害しに来るとかはないですから、今でもないとは思いますが。当時は私どもはびっくりしまして、今、港湾部長の方からは当時状況が変わったのだというような話がありましたけれども、私どもはそんなに変わっていなかったものですから、どうして前回は認められたコース、それを変えられなければならないのかと。それは道路交通法等の制限のある区域ではなくて、いわゆる港湾敷地、そういった中での小樽市民を中心とした表現を規制されたということについては非常に不満に思いましたし、おかしなことだと考えて、今回、仮に入港ということになると、当然入港当日のデモという話にもなるわけで、改めて入れる入れない、これはいろいろな事情はあるでしょうけれども、港湾管理者の権限として、あそこへデモの市民が入っていくことについての規制する権限もあるでしょうけれども、規制しない権限もあるのでしょうかから、当然元に戻して、市民の持っている米艦の入港に対する意思表示として、フェンスを越えて入れてくれとかと言っているつもりはありませんので、いろいろな声があるということも含めてデモをする権利、それからデモ隊を規制しない、そういった立場に立っていることを、もう一度きちんと確認させていただきたいと思えます。

港湾部長

先ほども申しあげましたけれども、一義的に港湾で働く方々、港湾で仕事をしている方々が優先ですから、デモ隊の方が別に妨害をするというふうには思っておりませんので、入ることによって相当数の車も通っていますので、そういう部分の安全性を一義的に考えながら、我々としては判断していく。今回につきましては、警備担当の分野も含めて相談をしていきたいというふうに思っております。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結します。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 31 分

再開 午後 5 時 00 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより一括討論に入ります。

自民党、大竹委員。

大竹委員

米空母キティホークの入港に関する特別委員会に付託されました陳情について、不採択の討論をさせていただきます。

今回のこの特別委員会の中で話されましたように、5月の末の方に港長からパースの手配ということで参ったわけですが、その間、市の方といたしましても今までの3条件、これにつきまして核の問題、安全性の問題あるいは商業港としてのパースの問題、あきの問題、これについていろいろ検討され、総領事館並びに外務省の方に問い合わせられていったようでございます。それで、この3条件について満たされたということでありましたので、私共といたしましては、この陳情については不採択という形でまいりたいと思っております。詳しくは本会議の中で討論してまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

委員長

共産党、北野委員。

北野委員

日本共産党を代表して陳情第348号ないし第354号、第356号、第359号ないし第363号はいずれも願意妥当、採択を主張する討論をいたします。

最初に指摘しなければならないのは、市長が冒頭、今回のキティホーク並びに随伴艦の入港を認める発言をしたことはまことにけしからん態度表明であって、許しがたいと私は強く抗議をするものであります。

それで、三つの条件に照らして検討した結果というふうにおっしゃいましたけれども、質疑の中で明らかになりましたけれども、市長の言う、米艦の入港に当たって考慮する三つの条件、これは実際には核兵器搭載可能艦の入港を拒否できないということが事実で明らかとなったわけです。核兵器が搭載されているかどうかということを中心問題、基本問題として議論されているわけです。ですから、ヴィンセンスの6年前の入港拒否をもって、三つの基準が効果があるというふうに言いきれるといってはいけません。これはお認めになると思うのです。

それで、はっきりさせなければならないのは、安保条約や日米地位協定があるからといって、アメリカ軍が小樽の港に艦船を入港させたいという通告をしてきても、これを受け入れる義務、これを小樽市は地方自治体は持っていないということを強調したいと思えます。それは、今度の特別委員会をめぐって二つの基本的な議論があったと思うのです。一つは、この通告に対してどういう態度をとるのか。これをめぐって二つの方法が展開されました。市長のおっしゃる、市長の持っている三つの条件をクリアすればという話もありますし、それから室蘭市のように市民感情ということではだめだと言ったら、それは入港を断る理由にしてはだめだと、外務省から言われたということなのです。

市長は何か手柄話のように、外務省に言ったら、最近文書で回答しなくなってきている。しかし、回答をしない

のなら断ると言っておどかしたら、文書を出してきた。これは話が逆だと思うのです。出さなかったらそのまま黙っていて、文書で回答がないから断りましたと言えいいだけの話で、わざわざ外務省をおどかして文書を出させて、それを根拠にして認めていれば世話がない話です。何をやっているのかなということです。市長、そういう態度は、聞いたら笑い話になりますよ。

それから、もう一つは、非核証明を提出しなければ、神戸市の場合は核兵器搭載可能艦に対して入れないというのは、もう31年続いているのです。そして、アメリカを除いて、ほかの国で一つの国だけを除いて、あとはみんな非核証明書を出して、艦船が神戸に入ってきているのです。だから、核兵器を積んでいませんということで、ほかの外国の艦船は入ってきているのです。だから、アメリカから入港の通知があったからといって、これにどういふ対応をするかというのは、港湾を抱える地方自治体として問われていると思うのです。だから、市長がいる苦勞されて、そして三つの条件をあれこれやって、まあ仕方ないと、こういうふうになりますけれども、しかし一方、神戸という港では非核証明という方式をとって、この31年間入港させていないという事実もあるわけです。

だから、こういう長い歴史の中で小樽という地方港湾を管理する市長として、疑いのある艦船を入れられない方法を模索すべきだというふうにするのです。その一つが三つの条件だそうですが、しかしそれは実効性がないということが、3度の巨大空母の入港を認めることで明らかになったわけですから、だからそういうことでいろいろ苦勞するよりも、非核証明書を出しますという方法をとったらどうでしょうか。これが最も市民の願いにかなった方法だということが、今度の議論でも明らかになったというふうにするのです。

次に、私が、冒頭キティホークと随伴艦の入港を認めたことはまことにけしからんことで、抗議の意を表したわけですが、それは根拠がありまして、市長は、核兵器を積んでいる船は小樽港に入れられないというのは今でも変わらぬ基本方針です。そうであるならば、そのことを実効あらしめる方法をとることが一番大事です。

それで、まずキティホークというのはどういう船かということは、本会議でまた引用しますが、総務課長が答弁しました。そして、キティホークは就航以来どういふ世界での戦争にかかわってきたかということも、また明白なのです。そして、基地のまち横須賀などでさまざまな犯罪を起こして日本国民を苦しめ、あるいは死に至らしめるという許しがたい行為をとっているということです。こういう艦船を受け入れるということについては認めがたいというのが、市民の立場からいって当然だと思うのです。

しかも、核を搭載している可能性というのは前回よりも大きくなっています。それは前回、9.11同時多発テロ以降アメリカは戦時の体制をとって、今でもアメリカは戦争状態にあるということです。ですから、そこで艦載機のミサイル、例えばトマホークは非核両用ですから、これに核兵器を装てんすればいくらかでも使用できる状況にあるというふうに見るのが普通だというふうにするのです。

ですから、こういう点からいって、核兵器を積んでいることについて市長に強く要請したいのは、やはりこういう疑いがあるという前にどういふ方法をとるか。市長自身の基本的方針に照らして、ここはき然とした態度をとるべきだと。ほかの会派の方々にも申し上げたいのですが、神戸市ではそういう危険な船を入れられないのは市民全体の願いだと。全部が市民党だという立場で非核証明について、今まで支えられてきているわけです。だから、そういう態度をぜひとって、市長がおっしゃる平和な商業港として小樽港を発展させていきたいというのであれば、今回の事態についてき然とした態度をとり、しかもそれは違法でも何でもないということが実証されているわけですから、ほかの会派の方々も市長にそういう態度をとるように、今回の議会で市民から寄せられた陳情についても採択を主張して、市長にそのことを要請するという態度をとるのが市民の願いにこたえた道だということを申し上げまして討論といたします。

委員長

公明党へ移します。斉藤陽一良委員。

斉藤（陽）委員

公明党を代表して討論を行います。

外交・防衛は国の専権事項であり、日米安全保障条約及び地位協定により、我が国の港湾をはじめ、道路、空港など施設の利用について、市区町村など地方公共団体が一般的に拒むことは許されておりません。ただし、例外的に他の商船等が入港停泊中でバースがあかないなど、物理的に入港・停泊に支障がある場合に限り制限を受けると解釈されております。

今回の場合、支障となる商船等の入港もなく、友好親善目的での入港要請を拒否することはできないものと考えます。あくまでも市民の安全に留意され、事故等が起こらないように万全を期していただいた上で、受入れについては了承をするものであります。

したがって、入港拒否を求める陳情第348号ないし第354号、第356号、第359号ないし第363号については不採択の態度を表明し、討論といたします。

委員長

次に、民主党・市民連合、斎藤博行委員。

斎藤（博）委員

民主党・市民連合といたしましては、陳情採択の立場でございます。詳しくは本会議で討論させていただきたいと思っておりますけれども、今日の特別委員会でのやりとりを聞いても、入港を断っていただきたいという市民の不安の解消はなされていないと、そう考えざるを得ませんので、採択を主張する討論とします。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより、採決いたします。

陳情第348号ないし第354号、第356号及び第359号ないし第363号について一括採決いたします。

いずれも採択と決定することに、賛成の委員は御起立願います。

（賛成者起立）

委員長

起立少数。

よって、陳情はいずれも不採択と決しました。

閉会に先立ちまして、一言ごあいさつ申し上げます。

当委員会におきまして付託されました案件はもとより、行政各般にわたりまして熱心な御審議を賜り、委員長としての任務を全うすることができました。これも斉藤陽一良副委員長をはじめ委員各位と、市長をはじめ理事者の皆様方の御協力によるものと深く感謝いたしております。意を十分尽くしませんが、委員長としてのごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会はこれをもって閉会といたします。